## 外貨建保険について、より理解を深めるために

## ぜひ、ご視聴ください

## 外貨建生命保険なるほど動画







## こちらからもご視聴いただけます

金融機関窓口販売商品

なるほど動画

### り時別勘定の最新の運用状況を日本生命のホームページでご確認いただけます。

※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、ご確認は不要です。

● 右のQRコードをスマートフォン等のバーコードリーダーで読取ってください。 QRコードがうまく読取れない場合は、 以下のURLからホームページにアクセスしてください。

https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/madohan/yumenopresent\_b/

❷開いたページで、確認したい通貨の たをクリックしてください。 特別勘定の最新の運用状況をPDFファイルで確認できます。



※QRコードは (株)デンソー ウェーブの 商標です。

ご検討にあたっては、当書面と「෩例表または提案書」をあわせてご確認ください。 お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、 契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と

ご契約のしおり─約款 特別勘定のしおり を必ずご確認ください。

※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、 特別勘定のしおりのご確認は不要です。

詳しくは、変額保険販売資格をもつ生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

## 募集代理店からのお知らせ(生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって)

- ●お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さ まの取引きに関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)につい て、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用す る場合があります。
- ●当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客 さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要
- な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。 ※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
- ●今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引き が、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えること はありません。



### 引受保険会社

日本生命保険相互会社

ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621(通話料無料)

[受付時間] 月~金曜日 9:00~17:00 (祝日、12/31~1/3を除く)

ホームページ https://www.nissay.co.jp

(登日本20-4513,21/1/4,金融法人管理G)BK-PR21B

### 募集代理店

# 夢のプレゼント2000

〈指定通貨建生存給付金付変額保険(無配当2019)〉

ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)(米ドル建・豪ドル建) 〈指定通貨建生存給付金付変額保険(無配当2019)(特別定期保険(定率のみ型)とする特約付)〉



## ご契約前に必ずお読みください

## 契約締結前交付書面 契約概要/ 注意喚起情報 商品パンフレット

- ○「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約 前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- ○特に、死亡保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となること が記載された部分については、必ずご確認ください。 なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さ

まにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績、解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。



ご確認

元本割れに関する ご案内はP.57を ご確認ください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社



## 定率部分



●ご負担いただく費用があります。

●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。 ●「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、運用実績連動部分の価格の変動に

> • 「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」 基本保険金額÷生存給付金支払回数

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」 基本保険金額を保険期間および積立利率によって増加させた金 額を生存給付金支払回数で除する算式によって計算された金額

外貨でふやして、円でスマートに生前贈与。運用方法も選ぶことができます。

STEP 1 「わたす」か「つかう」かお選びください。

スマート贈与へ。

円で一定額を

大切な方に毎年「わたす」。 外貨の金利を活かしてふやしながら、価格変動を吸収。

円で一定額を、毎年「わたす」ことをめざせます。

調整のしくみがない場合

為替レートや運用成績の

変動に応じて増減

「夢のプレゼント2」の お受取りイメージ







スマート

スマート

だね

日本生命が受取額を 調整して一定額に

生前贈与での活用が簡単・便利。

贈与契約書をつくることなく、贈与を受ける方に、日本生命が直接お支払い。

贈与の手間が省けます。

一般的な生前贈与の手続き



贈与のつど、

1 贈与契約書を作成のうえ受贈者と契約を取交わし、 2 贈与者ご自身が送金の手続きを行います。

「夢のプレゼント2」を 活用した生前贈与



贈与のつど、日本生命が

- ◆お支払いの通知を郵送し、
- ② 受贈者へ送金します。

ご自身で受取り、毎年「つかう」。

生活費を補ったり、海外旅行等のお楽しみに活用したり、











株式市場の動向に応じて 収益獲得をねらう 運用を行います。



外貨の金利を 活かして

\*1年金のように毎年受取ることができるため、「自分年金」と表現しています。

つかう

※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通貨が 異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額を定め、同額 の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。)このため、一部 の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。

※契約日贈与特則を適用した場合に、契約日における被保険者 存給付金を「契約日生存給付金」と記載しています。

のみ型)とする取扱に関する います。 与特則」と記載しています。

自由に活用することもできます。

には、 右の 2つが

あります。







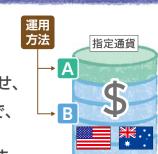


STEP3 タイプをお選びください。

円で目標設定タイプ

運用実績 連動部分と 定率部分を組合せ、 ダブルの調整で、

円受取額が一定に なることをめざします。



伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

保険期間:10年/15年/20年/30年



詳細は P.3-4 をご確認ください。

詳細はP.35-38をご確認ください。

円で目標設定(定率のみ)タイプ

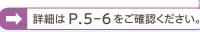
定率部分だけで 運用 方法 指定通貨 保険期間:5年/10年/15年/20年/30年 運用\*2し、 ※保険期間5年は15歳から90歳まで加入できます。 安定的に

ふやしながら、 円受取額が一定に なることをめざします。









\*2 運用実績連動部分をOにして、一時払保険料をすべて定率部分として運用します。

そのまま受取タイプ



円受取の目標額を設定せず、

運用成果をそのまま毎年円でも外貨でも受取ることができます。

(受取額は変動します。いずれの通貨で受取るかは毎年選択可能です。)

詳細は P.17-18 をご確認ください。

3つのタイプ

からお選びください。

STEP 2

「わたすし

タイミングを

お選びください。

今年から

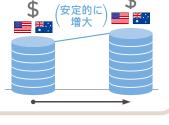
または

来年から

詳細はP.11-12をご確認

ください。

複利運用します。



の生存により支払われる生

スマート

ポイント

## 円で目標設定

タイプ

運用実績 連動部分 **全**定率部分

特徴としくみ

保険期間10年の例





# 運用実績 連動部分と 定率部分 を組合せ、ダブルの調整で

円受取額が一 定になることをめざします。

ご注意

●為替・金利・運用実績連動部分の 価格の変動に伴うリスクがあり、

●ご負担いただく費用があります。

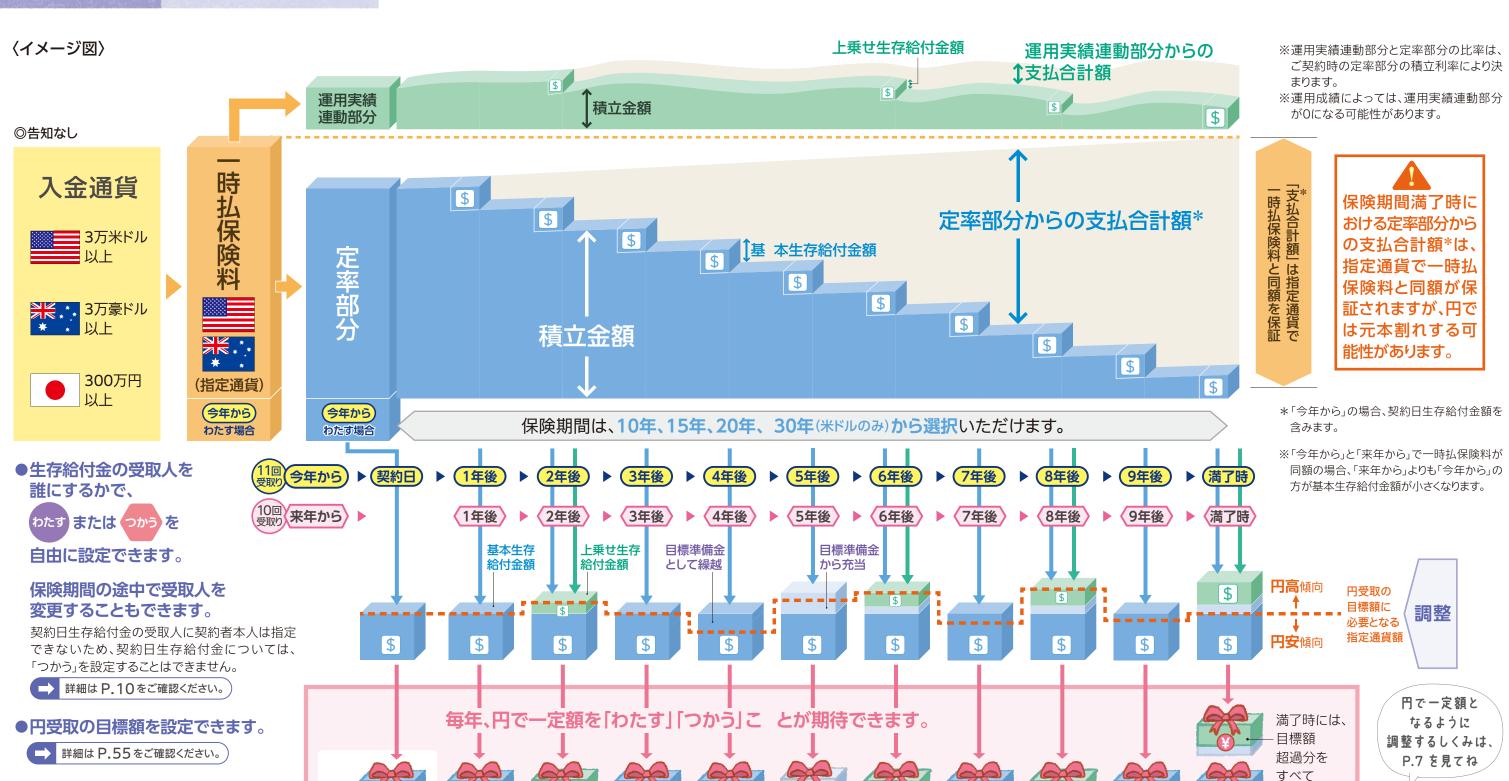
価格の変動に伴うリスクがあり、 損失が生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

契約者に

お支払い

します。



3

●契約者(被保険者)が死亡した場合、

●保険期間の途中で解約した場合、

⇒ 詳細は P.29 をご確認ください。

解約払戻金が支払われます。

契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

詳細は P.21-22 をご確認ください。

※生存給付金の支払通貨は円のみです。

今年からわたす場合

契約日贈与特則が適用されます。

## 円で目標設定(定率のみ)

タイプ

定率部分

特徴としくみ

保険期間10年の例

わたす スマート贈与



## 定率部分 だけで運用し、 安定的に ふやしながら、

円受取額が一 定になることをめざします。

●ご負担いただく費用があります。

ご注意

●為替・金利の変動に伴うリスク があり、損失が生じることがあり ます。

詳細はP.35-38をご確認ください。

※保険期間5年は15歳から90歳まで加入いただけます。



□ 保険期間ごとの加入可能年齢については、P.32をご確認ください。

### 〈イメージ図〉

◎告知なし

## 入金通貨

3万米ドル

\*\*\* 3万豪ドル

300万円

時払保険料 \* \* \* (指定通貨) 今年から





時払保険料を上回り口計額」は指定通貨で \$

おける定率部分か らの支払合計額\*2 は、指定通貨で一時 払保険料以上とな りますが、円では元 本割れする可能性 があります。

\*2「今年から」の場合、契約日生存給付金額を 含みます。

※「今年から」と「来年から」で一時払保険料が 同額の場合、「来年から」よりも「今年から」の 方が基本生存給付金額が小さくなります。

> 必要となる 指定通貨額

円安傾向

満了時には、

目標額

すべて 契約者に

超過分を

お支払い

●生存給付金の受取人を 誰にするかで、

わたす または つかう を

自由に設定できます。

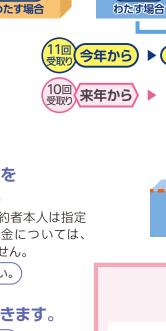
### 保険期間の途中で受取人を 変更することもできます。

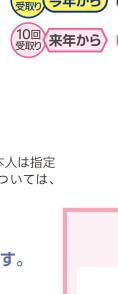
契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定 できないため、契約日生存給付金については、 「つかう」を設定することはできません。

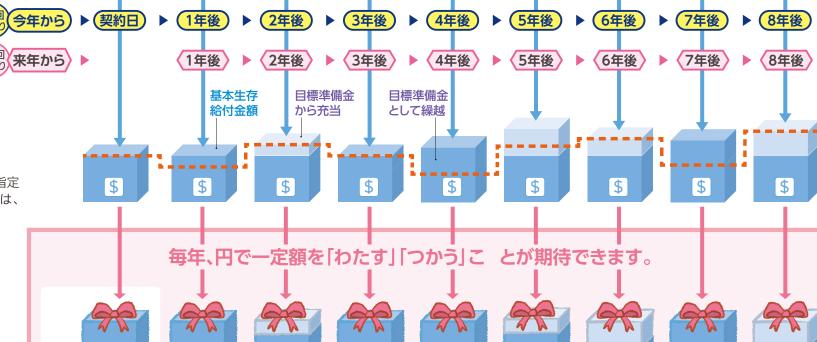
- 詳細は P.10 をご確認ください。
- ●円受取の目標額を設定できます。
- 詳細は P.55 をご確認ください。
- ●契約者(被保険者)が死亡した場合、 契約は消滅し死亡保険金が支払われます。

詳細は P.21-22 をご確認ください。

- ●保険期間の途中で解約した場合、
- 解約払戻金が支払われます。
- 詳細は P.29 をご確認ください。







毎年、円で一定額を「わたす」「つかう」ことが期待できます。

(今年から)わたす場合 契約日贈与特則が適用されます。

⚠ 実際の受取額が円で設定いただい た目標額未満となる可能性があります。 📥 P.15-16 および P.47-48 をあわせてご確認ください。 ※生存給付金の支払通貨は円のみです。

\$

9年後

満了時

7年後

8年後

円で一定額と なるように 調整するしくみは、 P.8 を見てね

調整

ポイント

※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

\*1 運用実績連動部分を0にして、一時払保険料をすべて定率部分として運用します。

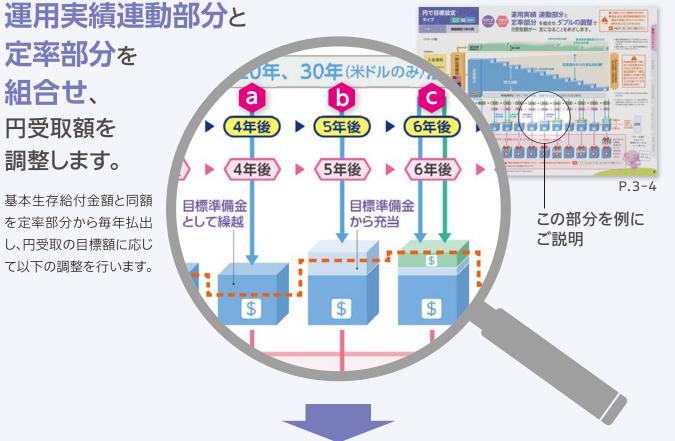
## 円で一定額となるように調整するしくみ(イメージ)

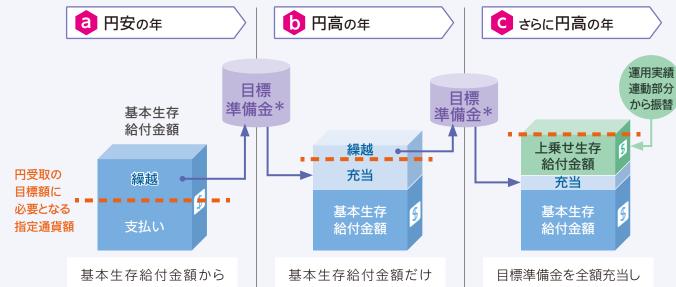
## 円で目標設定タイプ

## 定率部分を 組合せ、

円受取額を 調整します。

基本生存給付金額と同額 を定率部分から毎年払出 し、円受取の目標額に応じ て以下の調整を行います。





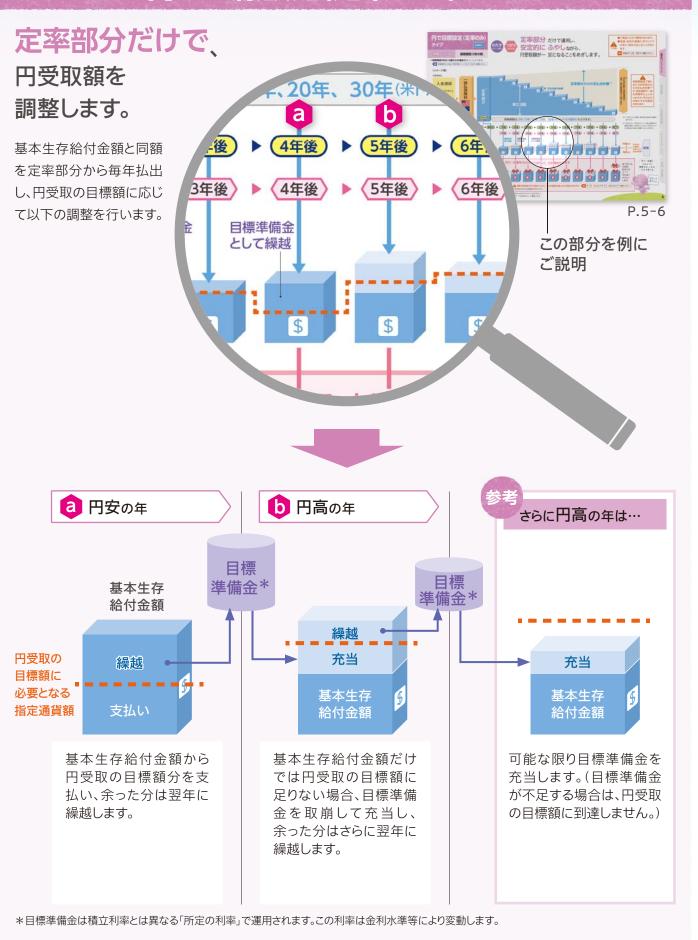
円受取の目標額分を支 払い、余った分は翌年に 繰越します。

では円受取の目標額に 足りない場合、目標準備 金を取崩して充当し、 余った分はさらに翌年に 繰越します。

ても足りない場合は、運 用実績連動部分から上 乗せ生存給付金額を振 替えます。(運用実績連動 部分からの振替金額が不 足する場合は、円受取の 目標額に到達しません。)

\*目標準備金は積立利率とは異なる「所定の利率」で運用されます。この利率は金利水準等により変動します。 ※契約日生存給付金については、運用実績連動部分からの「振替」は行われません。

## 円で目標設定(定率のみ)タイプ



# 円で目標設定

# 円で目標設定

## の生存給付 金のお受取りについて

お受取り手続きに関する内容は、 2021年1月現在のものであり、 将来変更される場合があります。

## 請求書類の提出を省略できます。



請求書類の提出は1回目のみです。2回目以降は、生存給付金の受取人等を変更しない場合、 必要書類を提出いただかなくても請求手続があったとみなし、生存給付金をお支払いします。



請求書類の提出は1回目から省略できます。

※「そのまま受取タイプ」の生存給付金の請求書類の提出も1回目から省略できます。

## 今年からわたす場合

## のお受取り手続き

申込時に「生存給付金支払請求書」をご提出ください。

- ※申込時にご提出がない場合、契約成立後に日本生命より必要書類を生存給付金受取人へ送付します。
- ※契約日に被保険者が生存している場合、契約日生存給付金をお支払いします。
- 契約日生存給付金の着金予定日については、P.11-12をご確認ください。

## 今年から)わたす場合

来年からわたす場合

## のお受取り手続き

### 毎年の契約応当日の 3カ月前

契約者へ「生存給付金受取人設定状況のお知らせ」を送付します。 生存給付金受取人・目標額等を変更しない場合、お手続きは不要です。

生存給付金受取人へ「生存給付金お支払いのご案内」を送付します。

### 毎年の契約応当日の 2カ月前

「来年から」の1回目は、同封の「生存給付金支払請求書」をご提出いただく必要が あります。

「今年から」と「来年から」の2回目以降は、生存給付金受取人等の変更がなければ お手続きは不要です。

※契約応当日または保険期間満了時に被保険者が生存している場合、生存給付金をお支払いします。 保険期間中は契約応当日の2営業日後、保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金予定です。

## 通常の暦年贈与(暦年課税の贈与)手続との比較

通常の暦年贈与の際に、 一般的に行われること

贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与 契約書」を作成し、贈与者と受贈者で契約 を取交わします。

金銭贈与の場合、毎回、 贈与者の口座から受贈 者の口座へ振込みます。

## 「夢のプレゼント2」なら 暦年贈与の 手続きが簡単

日本生命が発行するお支払いの通知が贈 与の記録となりますので、贈与契約書や受 贈者への確認書等の作成は不要です。

生存給付金受取人(受贈 者)の口座へ、毎回、日本 生命がお振込みします。

## 「夢のプレゼント2」を活用した贈与は、以下の理由から 定期贈与(定期金に関する権利の贈与)に該当しません。

- ●生存給付金受取人は、生存給付金の支払事由が発生するまでは生存給付金 を受取る権利を有していない。(契約者が生存給付金受取人を変更できる。)
- ●契約者(被保険者)が死亡した場合、契約は消滅し、死亡保険金受取人に死 亡保険金が支払われる。\*
- \*死亡保険金受取人と生存給付金受取人が同一人である場合も同様

### 定期贈与とは

たとえば「2,200万円を20年間 に分けて毎年110万円ずつ贈与 する」といった約束をして贈与を 行うことをいいます。定期贈与が あったと認定されると、この例だ と2,200万円の総額に対し課税 され、贈与税が高額になります。

## 自在に「わたす」「つかう」ことができます。





生存給付金受取人は、契約者、契約者の配偶者または3親等内の 親族から指定いただけます。 3親等内の親族の範囲は P.22 をご確認ください。

※「そのまま受取タイプ」の生存給付金受取人は契約者になります。

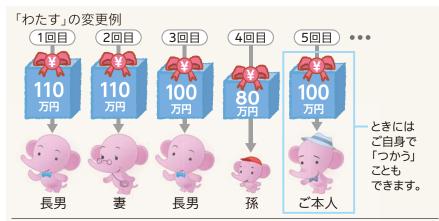
※契約日生存給付金の受取人は契約者の配偶者または3親等内の親族となり、契約者本人は指定できません。

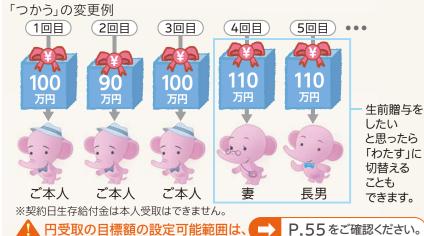
## 保険期間の途中で、 生存給付金受取人や 円受取の目標額を 変更できます。

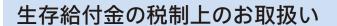
日本生命に請求いただければ、生存 給付金受取人の変更、および円受取 の目標額の変更が可能です。

そのため、「わたす」から「つかう」へ、 「つかう」から「わたす」へ、ご希望に 応じて自由に変更できます。

※「そのまま受取タイプ」は変更できません。









契約者(保険料負担者)と生存給付金受取人が別人の場合

贈与税の課税対象となります。

1月1日~12月31日までの間に生存給付金受取人が受取った贈与財産が 基礎控除額の110万円を超える場合は、贈与税の申告を行う必要があります。

## 基礎控除額(贈与財産の価額から控除する金額)

※ただし、満了時に契約者が受取った金額は所得税(雑所得)+住民税の課税対象となります。

🗥 死亡保険金と生存給付金を同一人が受取った場合、相続開始前3年以内に受取った生存給付金は 相続税の課税対象となります。

契約者(保険料負担者)と生存給付金受取人が同一人の場合

所得税(雑所得)+住民税の課税対象となります。

P.41-42とP.54をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、 将来変更されることがあります。

個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

## 

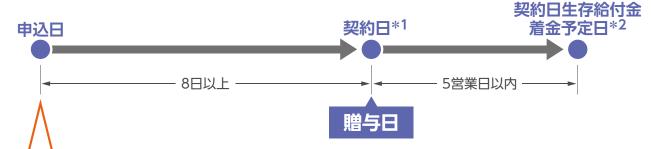


## 契約日生存給付金

## お申込みした年の贈与 とするために…

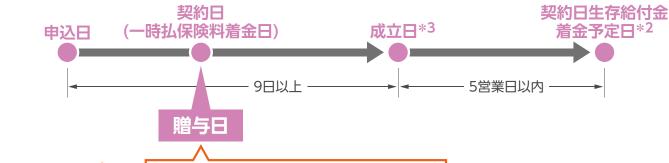
## 円で目標設定タイプ

一般的な流れ(申込時に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合) ※日数は申込日・契約日のそれぞれ翌日から起算します。



## 円で目標設定(定率のみ)タイプ

一般的な流れ(申込時に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合) ※日数は申込日・成立日のそれぞれ翌日から起算します。



## 余裕を持ってお申込み・お払込みください。

12月24日以降にお申込みをすると、贈与日が翌年となります。 ただし、12月23日以前にお申込みをした場合であっても、一時払保険料のお払込みの タイミング等によっては、贈与日が翌年となってしまう可能性があります。 ご希望どおりに 今年からお渡し 年末のお申

いただくために **込みに注意**  今年中にお払込みください。

一時払保険料の着金日が贈与日となります。

11

<sup>\*1</sup> 詳細はP.39をご確認ください。

<sup>\*2</sup> 申込後に不備のない「生存給付金支払請求書」をご提出いただいた場合、 契約日と請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から その日を含めて5営業日以内にお支払いします。

<sup>\*3</sup> 契約締結時に送付される 保険証券に記載の証券作成日と同日となります。

# 円で目標設定

### 円受取の目標額は、設定 可能範囲の中で 自由に決められ、

また、保険期間の途中で 変更することもできます。

□ 円受取の目標額の設定可能 範囲は P.55をご確認ください。



●ご負担いただく費用があります。

●為替・金利・運用実績連動部分の価格の変動に 伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

● 保険期間:10年

条件

- ●基本保険金額の配分比率:①②〔定率部分:11.5万米ドル/運用実績連動部分: 0.6万米ドル〕、③④〔定率部分:10.4万米ドル/運用実績連動部分:0.6万米ドル〕
- 積立利率: 1.00%

生存給付金の

受取額例

- ●基本生存給付金額:1.1万米ドル
- ●運用実績連動部分の運用成果:①③は毎年+5%、②④は 毎年-5% 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ・円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略 所定の方式で

端数処理を実施

※記載の数値は

当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、 将来の運用成果等を保証するものではありません。 詳しくは提案書をご確認ください。

贈与税の基礎控除(毎年110万円)を活用するため、円受取の目標額を 110万円 とするケース







ご参考	考 例④の指定通貨での生存給付金支払合計額と積立金額の推移(各年の支払後の金額を記載)											
※契約日贈与特則適用なしの場合です。 ※この表の数値は1ドル単位で表示して						しています。						
(単位:米	:ドル)	契約時	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	満了時
運用実績		0	0	0	0	1,750	4,500	4,583	4,583	4,583	4,583	4,583
連動部分	積立金額	5,816	5,525	5,249	4,986	2,987	88	0	0	0	0	0
定率	生存給付金支払合計額	0	11,000	21,000	32,000	44,000	55,000	66,000	77,000	88,000	99,000	110,000
部分	積立金額	104,184	94,226	85,168	75,010	63,750	53,388	42,922	32,351	21,674	10,891	0
10 JJ	目標準備金額	0	0	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0

## ●ご負担いただく費用があります。

●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が 生じることがあります。

詳細はP.35-38をご確認ください。

円受取の目標額は、設定 可能範囲の中で 自由に決められ、

また、保険期間の途中で 変更することもできます。 定率のみ)タイプ 受取額例 円受取の目標額の設定可能 範囲は P.55をご確認ください。

前提 ●基本保険金額の配分比率:①②〔定率部分:12.1万米ドル/運用実績連動部分:0万米 ドル]、③④[定率部分:11万米ドル/運用実績連動部分:0万米ドル]

● 保険期間:10年

円で目標設定生存給付金の

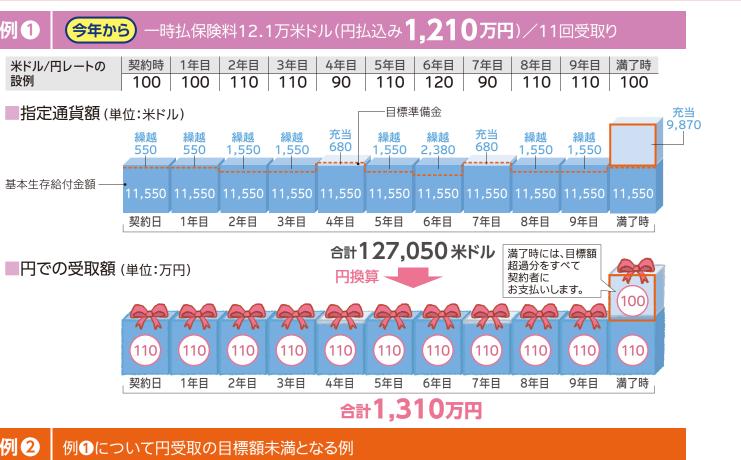
- 積立利率:1.00%
- ●基本生存給付金額:①②1.155万米ドル、③④ 1.161万米ドル
- ・円入金特約を付加

目標準備金の利息は省略

- 被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

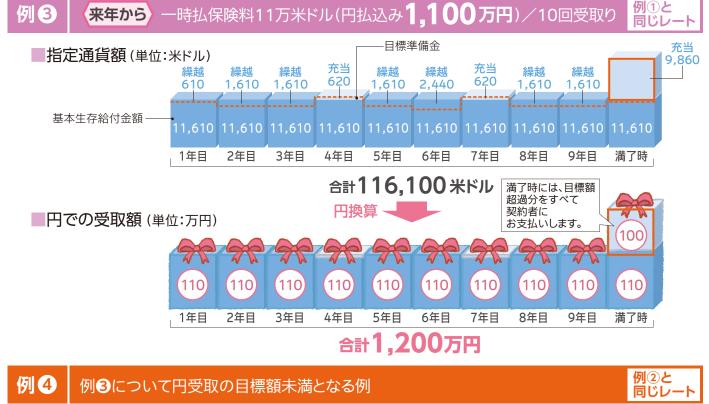
当シミュレーションは、一定の条件を定めて試算したものであり、 将来の運用成果等を保証するものではありません。 詳しくは提案書をご確認ください。

## 贈与税の基礎控除 (毎年110万円) を活用するため、円受取の目標額を 110万円 とするケース





P.47-48をあわせてご確認ください。





	ご参考	例④の指定通貨での生存給付金支払合計額と積立金額の推移(各年の支払後の金額を記載)											
	※契約日贈与特則適用なしの場合です。 ※この表の数値は1ドル単位で表示しています。												
(	(単位:米ドル) 契約時 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 満了時					満了時							
		生存給付金支払合計額	0	11,000	21,000	32,000	45,750	58,070	69,684	81,298	92,912	104,526	116,140
	定率 部分	積立金額	110,000	100,100	91,095	80,984	68,015	56,368	45,318	34,157	22,884	11,499	0
	טל אם	目標準備金額	0	614	2,228	2,842	706	0	0	0	0	0	0

## そのまま受取

詳細は P.29を

ご確認ください。

17

タイプ

→ 定率部分

特約を付加すれば、

こともできます。

円で受取る

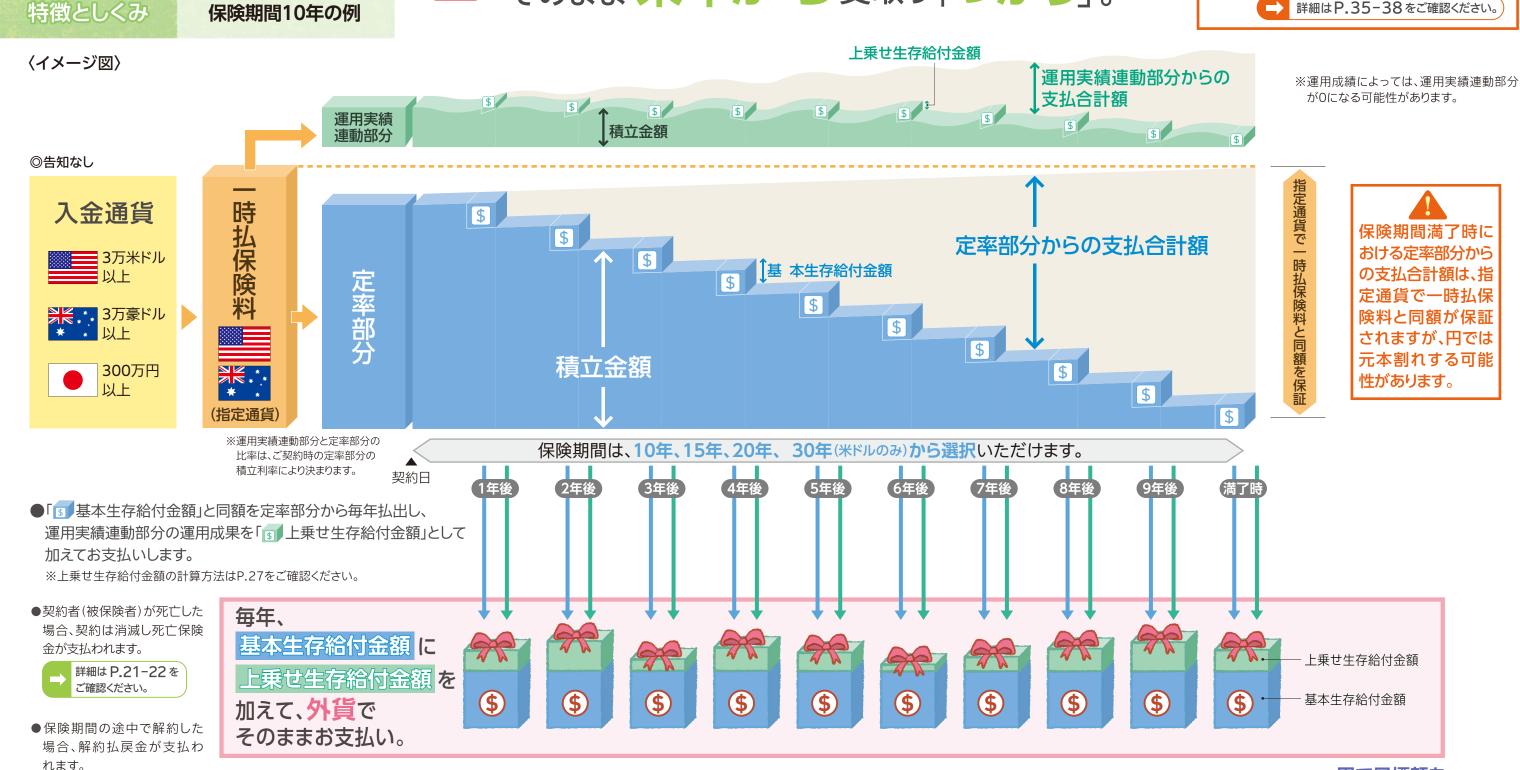
## 外貨の金利+積 極運用の成果を そのまま来年から受取り「つかう」。

ご注意

●為替・金利・運用実績連動部分の 価格の変動に伴うリスクがあり、 損失が生じることがあります。

●ご負担いただく費用があります。

詳細はP.35−38をご確認ください。



外貨で受取るか、円で受取るかは、毎年 選択できます。

※上記のイメージ図は、将来の生存給付金額等の推移をお約束するものではありません。

円で目標額を

場合は、P.3-6 円で目標設定タイプ

ご確認ください。

設定して一定額を

「つかう」ことをご希望の

円で目標設定(定率のみ)タイプを

## 円で目標設定タイプ そのまま受取タイプ 運用実績 連動部分のしくみ

~各ポートフォリオへの配分切替ルールおよびトレンドの計測について~ 2つのポートフォリオへの配分を、 株式市場の動向に応じて機動的に切替えます。



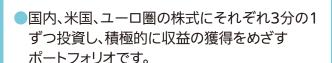
○ポートフォリオ——安全性や収益性を考えた、**分散投資の組合せのこと**です。

○ボラティリティ——**資産価格の変動性のこと**で、数値が高いほど価格の変動幅は大きくなります。

○レバレッジ取引 — レバレッジとは梃子(てこ)を意味し、少額の資金で大きな収益の獲得をめざす 取引手法のことです。

### 株式市場が好調なときには

## 株式ポートフォリオ で運用



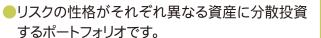
-ボラティリティ上限は年率45%程度

※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけ ますが、レバレッジの上限は最大約3倍と定めています。

●各資産への投資割合は固定となります。

## 投資割合イメージ ユーロ圏 国内株式 株式 米国株式

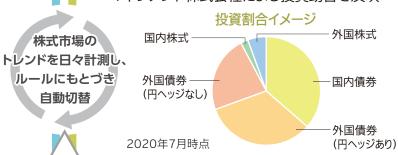
## 株式市場が不調なときには 資産分散ポートフォリオ で運用



-ボラティリティ上限は年率20%程度

※ボラティリティを調整する手段として、レバレッジをかけ ますが、レバレッジの上限は最大約5倍と定めています。

●各資産への投資割合は原則月1回見直します。 -安定運用ノウハウのある、ニッセイアセット マネジメント株式会社による投資助言を反映



## 配分切替について

株式市場の直近約1週間の水準と、 過去約1年の移動平均および過去約6カ月 の移動平均とを比較して配分します。

どんなときにポートフォリオを切替えるか、 はっきりしていてわかりやすいね

強い上昇トレンド 上昇トレンド 下降トレンド 株式市場の「直近約1週間の水準」が 「過去約1年の移動平均」および「過去 「過去約6カ月の移動平均」のみ上回っ 「過去約6カ月の移動平均」を下回って 約6カ月の移動平均」の両方を上回って ている場合\* いる場合 いる場合\* 直近約1週間の水準 過去約1年の移動平均 過去約6カ月の移動平均

株式市場の

ルールにもとづき

白動切替

配分指示

株式ポートフォリオ 100%

株式ポート フォリオ 50%

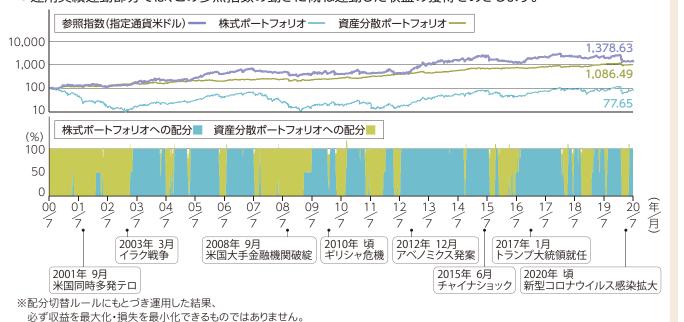
資産分散ポート フォリオ 50% 資産分散ポートフォリオ 100%

\* 同水準である場合を含みます。 ※運用状況によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 参照指数の推移イメージと各ポートフォリオへの配分切替の推移イメージ

2000年7月末を100として2020年7月末まで運用したと仮定

- 「過去の各ポートフォリオの推移」と左記の「配分切替ルールにもとづく配分割合の推移」を 示しています。(レバレッジ取引を利用)
- ●参照指数は左記ルールにもとづき各ポートフォリオへの配分切替を行い運用した場合の推移を 示した指数です。
- ●運用実績連動部分では、この参照指数の動きに概ね連動した収益の獲得をめざします。



## レバレッジ取引のイメージ 指定通貨が米ドルで収益を5倍にする運用をしたイメージ

●運用実績が+5%となる場合 運用実績 運用実績連動部分の運用実績25%と同じ効果 連動部分 - 10,000米ド 2,500米ドル 運用実績 10,000米別, 5倍

●運用実績が-5%となる場合 運用実績連動部分の運用実績-25%と同じ効果 連動部分し -2,500米ドル 運用実績

-2.500米ドル

※諸費用や税金は考慮しておりません。

2,500米ドル

レバレッジ取引を行うことにより、大きな収益を得られる可能性がある一方、 大きな損失となることもあり、運用実績連動部分の積立金額が0になる可能性があります。 なお、マイナスになることはなく、定率部分に影響を与えることはありません。



運用実績連動部分の積立金額が大きく減少した場合、下落前の水準まで回復することが 困難になることがあります。

## 死亡保険金について

## 円で目標設定タイプをのまま受取タイプ

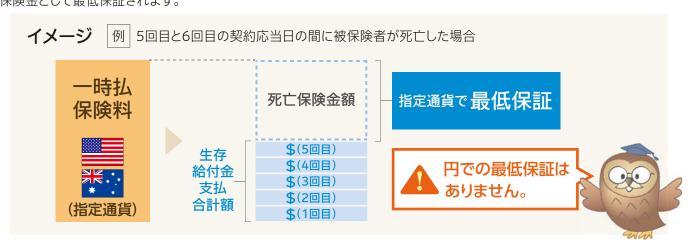
死亡保険金額には指定通貨で最低保証があります。 すでに受取った生存給付金の合計額に死亡保険金を加えた金額が、 指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

契約者(被保険者)の死亡時には、

積立金額または解約払戻金額\*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。

ただし、死亡時点の積立金額または解約払戻金額\*が、すでに受取った生存給付金と合算して

一時払保険料を下回る場合は、以下の「一時払保険料から生存給付金支払合計額を引いた金額」が 死亡保険金として最低保証されます。



## 円で目標設定(定率のみ)タイプ

死亡保険金額は指定通貨で積立金額以上が保証されます。 すでに受取った生存給付金の合計額に死亡保険金を加えた金額は、 指定通貨で一時払保険料を必ず上回ります。

契約者(被保険者)の死亡時には、

積立金額または解約払戻金額\*のいずれか大きい額が死亡保険金として支払われます。

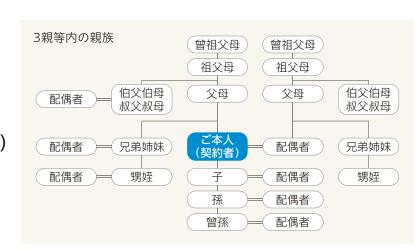


●ご負担いただく費用があります。

- ●為替・金利の変動に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
- ●「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、運用実績連動部分の価格の変動に 伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。 詳細はP.35-38をご確認ください

## 死亡保険金受取人は、 契約者の配偶者または 3親等内の親族から指定 いただけます。(複数人指定可)

- ※複数人指定いただいた際は、個別の口座に 死亡保険金をお振込みできる場合もあります。
- ※海外に居住されている方や外国籍の方も 指定いただけます。
- ただし、請求や送金のお手続き等は日本国内で行う 必要があります。



## 死亡保険金の税制上のお取扱い

契約者・被保険者が同一人の場合、相続税の課税対象となります。

受取人が相続人\*1のとき、他の死亡保険金等と合算のうえ、

死亡保険金の非課税額を活用することができます。

## 死亡保険金の非課税額=500万円×法定相続人の数\*2

- \*1 相続を放棄した人や相続権を失った人は含まれません。
- \*2 法定相続人の数は、相続を放棄した人がいても、その放棄がなかったとした 場合の相続人の数です。ただし、養子は人数が限られます。(被相続人に実子 がいる場合は1人、実子がいない場合は2人まで。)



相続人でない孫等が死亡保険金を受取った場合、死亡保険金の非課税額を活用できない

とに加え、相続税が2割加算されます。

P.42 をあわせてご確認ください。

※税務に関する内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、 将来変更されることがあります。

個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

## 生命保険ならではの メリットもあります。



## 死亡保険金は、受取人固有の財産になります。

死亡保険金は、死亡保険金受取人固有の財産のため、遺産分割協議 の対象外\*3となります。

\*3 ただし、相続人間で著しい不公平が生じる場合はこの限りではありません。

## 死亡保険金は、すみやかにお受取りいただけます。

死亡保険金は、受取人の請求により、5営業日以内\*4にお受取りい ただけます。

\*4 ただし、死亡保険金をお支払いするために確認等が必要な場合は この限りではありません。

### 請求に必要な書類は以下のとおりです。

●所定の請求書 ●死亡診断書(コピー可) ●所定の本人確認書類(コピー可) ※その他、戸籍謄(抄)本、交通事故証明書等のご提出が必要な場合もあります。

※死亡保険金をお支払いできない場合があります。P.40をご確認ください。



# 契約概要

この契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、 特にご確認いただきたい事項です。

- ●ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認ください。
- ●ここで記載しているお支払事由やお支払いに際しての制限事項および ご契約の内容に関する事項は、概要や代表事例です。

詳細については、 ご契約のしおり一約款 をご確認ください。

「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合

運用実績連動部分の詳細については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合	
ア 運用実績連動部分の概要、 特別勘定のしおり のご確認は不要で	ごす。 記載 ページ
1 保険のしくみ	····· P.25
<b>2</b> 積立利率	····· P.28
3 保障内容	····· P.28
4 解約払戻金	····· P.29
<b>与</b> 特約	····· P.29
<b> </b>	····· P.31
→ 運用実績連動部分の概要	····· P.33
<b>③</b> リスク	····· P.33
❷ 諸費用	P.33

## 用語のご説明

- ※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指 定通貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険 金額と定め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取 扱います。)
- このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と記載しています。
- ※当冊子では、「指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)とする取扱に関する特約」を「特別定期保険(定率のみ型)とする特約」と記載しています。
- ※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を「契約日贈与特 則」と記載しています。
- ※契約日贈与特則を適用した場合に、契約日における被保険者の 生存により支払われる生存給付金を「契約日生存給付金」と記載 しています。
- ※「基本生存給付金額」とは、タイプごとにそれぞれ以下の金額をいいます。
- ・「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」
- 基本保険金額÷生存給付金支払回数・「円で目標設定(定率のみ)タイプ」
- 基本保険金額を保険期間および積立利率によって増加させた 金額を生存給付金支払回数で除する算式によって計算された 金額

26



### 保険名称

ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険(米ドル建・豪ドル建) 【円で目標設定タイプ、そのまま受取タイプ】

### 保険名称

ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)(米ドル建・豪ドル建) 【円で目標設定(定率のみ)タイプ】

この保険は、被保険者が契約日、契約応当日または保険期間満了時に生存しているときに生存給付金をお支払いする外貨建の保険で、特別勘定で運用する運用実績連動部分の有無を 選ぶことができます。

### 指定通貨と保険期間を選択

指定通貨は米ドル・豪ドルから、保険期間は

5年\*1・10年・15年・20年・30年\*2から選択いただきます。

ご契約後にこれらを変更することはできません。

- \*1「円で目標設定(定率のみ)タイプ」のみ選択可能
- \*2 米ドルのみ選択可能

### 責任開始の日

一時払保険料のお払込みが完了した日(日本生命指定の金融機関に着金した日)が 責任開始の日となります。

### 選べる3つのタイプ

### 円で目標設定タイプ

●積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。 定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる 基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。

運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、

その運用実績を反映します。

- ●生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- ●「円で目標設定タイプ」を選択された場合は、円建目標生存給付金額指定特約が付加されます。
- ●申込時に契約日の属する年の贈与有無を選択することができます。(契約日贈与特則) 詳細はP.11-12をご確認ください。

## 円で目標設定(定率のみ)タイプ

- ●運用実績連動部分を0にして、一時払保険料をすべて定率部分として、 積立利率にもとづき運用します。基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
- ●生存給付金額があらかじめご指定いただいた円建目標生存給付金額となることを目指します。
- ●「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択された場合は、

円建日標生存給付金額指定特約と特別定期保険(定率のみ型)とする特約が付加されます。

●申込時に契約日の属する年の贈与有無を選択することができます。(契約日贈与特則) 詳細はP.11-12をご確認ください。

### そのまま受取タイプ

- ●積立利率にもとづき、一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用します。 定率部分の積立金額は、契約日から積立利率を適用し、定率部分から支払われる 基本生存給付金額は保険契約締結時に確定します。
- 運用実績連動部分の積立金額は、契約日の翌日から特別勘定で運用し、
- その運用実績を反映します。
- ●生存給付金額は、基本生存給付金額に運用実績に応じた上乗せを行います。

## 次ページへ続く

### 指定通貨で生存給付金額と死亡保険金額の合計を最低保証

保険期間満了時まで被保険者が生存された場合、生存給付金支払合計額\*3は 指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

保険期間中に被保険者が亡くなられた場合、そのときの積立金額等にもとづき計算される 死亡保険金額をお支払いします。生存給付金支払合計額と死亡保険金額の合計は 指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

\*3「円で目標設定タイプ」「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、

生存給付金支払合計額は、毎年円で支払われた生存給付金額を

日本生命所定の為替レートで指定通貨に換算した金額の合計となります。

保険期間満了時に目標額超過分を契約者に支払うときは、

その金額を指定通貨に換算した金額と生存給付金支払合計額の合計が

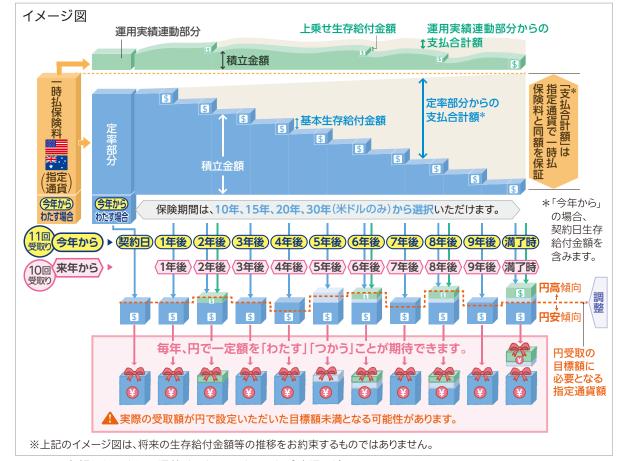
指定通貨で一時払保険料を下回ることはありません。

## 円で目標設定タイプ

●運用実績連動部分からの「振替」や目標準備金を活用した「繰越」・「充当」により、 生存給付金額が円建目標生存給付金額(円受取の目標額)となるように 調整してお支払いします。

ただし、契約日生存給付金については、運用実績連動部分からの「振替」は行われません。

- ●生存給付金の支払通貨は円のみです。
- ●生存給付金受取人は契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族となります。 ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。

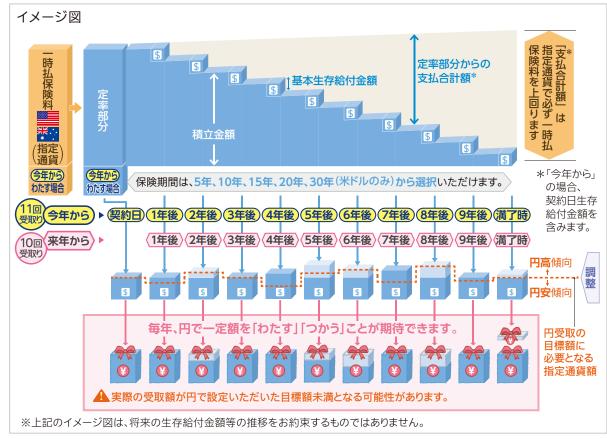


※円で一定額となるように調整するしくみはP.7をご確認ください。

為替が円高、または運用実績連動部分の運用成果がマイナスで推移した場合等、 毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、元本割れする可能性があります。

## 円で目標設定(定率のみ)タイプ

- ●運用実績連動部分を0にして、一時払保険料をすべて定率部分として、 積立利率にもとづき運用します。
- ●目標準備金を活用した「繰越」・「充当」により、生存給付金額が 円建目標生存給付金額(円受取の目標額)となるように調整してお支払いします。
- ●生存給付金の支払通貨は円のみです。
- ●生存給付金受取人は契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族となります。 ただし、契約日生存給付金の受取人に契約者本人は指定できません。



※円で一定額となるように調整するしくみはP.8をご確認ください。

為替が円高に推移した場合等、毎年の受取額が円建目標生存給付金額を下回る可能性や、 元本割れする可能性があります。

## そのまま受取タイプ

保険期間中の 契約応当日の金額

●基本生存給付金額に、「運用実績連動部分の 運用成果に応じた金額」を上乗せしてお支払いします。

生存給付金の支払通貨は指定通貨と円から選択いただけます。

- ●生存給付金受取人は契約者本人のみとなります。
- ●運用実績連動部分の運用成果に応じた金額は 以下のように計算します。

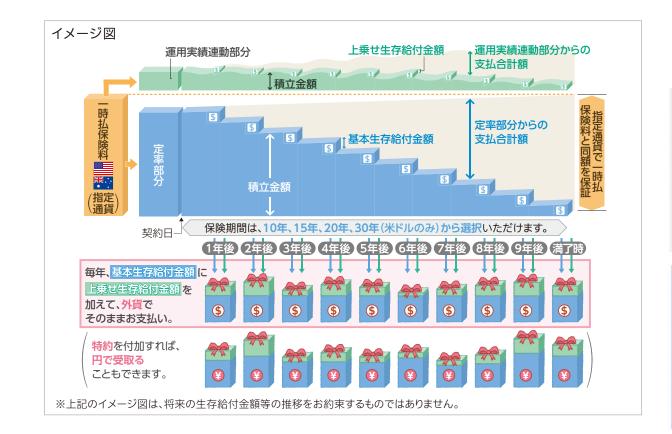


契約応当日の前日における運用実績連動部分の積立金額

契約応当日からその日を含めて保険期間満了の日までの年数\*4+1

保険期間満了時の金額 = 保険期間満了時における運用実績連動部分の積立金額 \*4 日数は切捨て





## 2 積立利率

積立利率\*1は、定率部分の積立金額の計算に際して適用される利回りです。

責任開始の日において、以下のように計算されます。

積立利率=指標金利\*2の所定の期間における平均値(基準利率)+所定の率-保険契約関係費率

- \*1 指定通貨および保険期間ごとに毎月2回(1日と16日)設定
- \*2 指定通貨および保険期間に応じて定める2つの国債の流通利回りの合計を2で割った利率をいいます。

## 3 保障内容

生存給付金	以下のいずれかに被保険者が生存しているとき、生存給付金をお支払いします。 <ul><li>契約日(契約日贈与特則適用の場合)</li><li>保険期間中の契約応当日</li><li>保険期間満了時</li></ul>				
	被保険者が亡くなられたとき、死亡保険金をお支払いします。 死亡保険金額は死亡した日における以下のいずれか大きい金額です。				
死亡保険金	円で目標設定タイプ、 そのまま受取タイプ	①一時払保険料-生存給付金支払合計額 ②積立金額 ③解約払戻金額 ※「円で目標設定タイプ」の場合、 ②・③に目標準備金額が加算された金額になります。			
	円で目標設定(定率のみ)タイプ	①積立金額+目標準備金額 ②解約払戻金額+目標準備金額			

30



## 4 解約払戻金

解約した場合、解約払戻金をお支払いします。 解約払戻金額は日本生命が必要書類を受付けた日\*の以下の金額となり、 選択されたタイプにより異なります。

円で目標設定タイプ、 そのまま受取タイプ	解約払戻金額 = 定率部分の積立金額 × (1-市場金利調整率) + 運用実績連動部分の積立金額 - 解約控除額
円で目標設定(定率のみ)タイプ	解約払戻金額 = 定率部分の積立金額 × (1-市場金利調整率) - 解約控除額

●市場金利調整率=

1+この保険契約に適用される積立利率の計算に用いた基準利率 1+解約払戻金計算基準日における基準利率+0.3%

残存月数 24

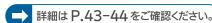
- ・基準利率=指標金利の所定の期間における平均値
- ・残存月数=解約払戻金計算基準日から保険期間満了の日までの月数(端数日は切上げ)
- ・0.3%は債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率となります。 詳しくは、P.36をご確認ください。
- ●解約控除額=一時払保険料×解約控除率 ただし、「円で目標設定タイプ」「円で目標設定(定率のみ)タイプ」で 契約日贈与特則を適用した場合には以下の算式となります。 解約控除額=(一時払保険料-基本生存給付金額)×解約控除率
  - 解約控除率は P.38 をご確認ください。
- \*「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合:ニッセイダイレクト事務センターに到着した日 「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合:日本生命が必要書類を受付けた日



## 円入金特約

保険料を円でお払込みいただける特約です。

- 一時払保険料は円払込金額を指定通貨に換算した額になります。
- ※この特約を付加せずに保険料をお払込みいただき、クーリング・オフを行った場合、 お払込みいただいた通貨でお返しします。



## 外貨入金特約

保険料を指定通貨以外の外貨\*1でお払込みいただける特約です。

- 一時払保険料は払込金額を指定通貨に換算した額になります。
- \*1 指定通貨が米ドルなら豪ドル、指定通貨が豪ドルなら米ドル

## 円支払特約

死亡保険金や解約払戻金等を円に換算してお支払いする特約です。

## 

### 生存給付金円支払特約

「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合に、 生存給付金を円に換算してお支払いする特約です。

## 円建目標生存給付金額指定特約

「円で目標設定タイプ」「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合に 付加される特約で、生存給付金について円建目標生存給付金額を定めることができます。 円建目標生存給付金額は変更することができます。

※この特約はご契約時のみ付加でき、途中付加やこの特約のみの解約はお取扱いできません。

### <契約日贈与特則>

「円で目標設定タイプ」「円で目標設定(定率のみ)タイプ」で契約日の属する年から贈与する場合に 適用される特則です。

## 特別定期保険(定率のみ型)とする特約

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合に付加される特約です。 運用実績連動部分が0となるため、特別勘定に関する取扱は適用されません。 ※この特約はご契約時のみ付加でき、途中付加やこの特約のみの解約はお取扱いできません。

## 通貨を換算する際に使用される為替レート

特約名称	為替レート	適用日		
円入金特約	TTM+50銭	日本生命が保険料を受領した日		
外貨入金特約	(指定通貨のTTM+25銭) ÷ (払込通貨のTTM-25銭)	日本生命が保険料を受領した日		
円支払特約	TTM-50銭	日本生命が必要書類を受付けた日*2		
生存給付金 円支払特約	TTM-50銭	<ul> <li>●保険期間中の契約応当日</li> <li>契約応当日または日本生命が</li> <li>必要書類を受付けた日のいずれか遅い日</li> <li>●保険期間満了時</li> <li>保険期間満了の日の翌日または日本生命が</li> <li>必要書類を受付けた日のいずれか遅い日</li> </ul>		
円建目標 生存給付金額 指定特約	TTM-50銭	<ul><li>●保険期間中の契約応当日</li><li>契約応当日の前日</li><li>●保険期間満了時</li><li>保険期間満了の日</li></ul>		
契約日贈与特則*3	TTM+50銭	責任開始の日		

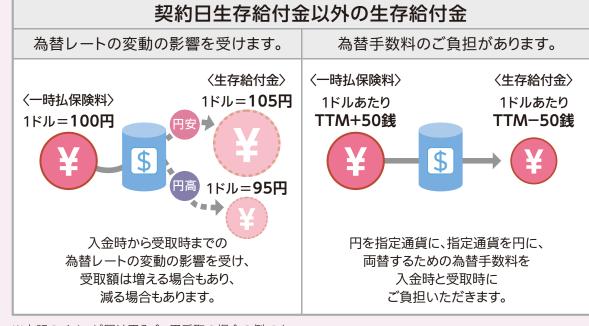
- \*2「円で目標設定タイプ」「そのまま受取タイプ」の場合、 解約の手続きに関しては、ニッセイダイレクト事務センターに到着した日
- \*3 契約日生存給付金のみに適用される為替レートです。
- ※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。
  - 上記適用日に為替レートが公表されない場合は、以下の日が適用日となります。

円建目標生存給付金額指定特約(契約日贈与特則の契約日生存給付金を除く):同日前の最も近い公表される日 上記以外:次の公表される日

※為替レートは将来変更されることがあります。

## 契約日生存給付金は為替レートの変動の影響を受けず、為替手数料のご負担もありません。





※上記のイメージ図は円入金・円受取の場合の例です。 ※図の大きさは実際の金額を示すものではありません。

## **6** 引受条件 (2021年1月現在)

n++/ /ロ『ヘッ	最低*1	3万米ドル (1米ドル単位)
		3万豪ドル (1豪ドル単位)
一時払保険料		300万円 (10万円単位)
	最高*2	7億円
保険料払込方法		一時払のみ(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
増額および減額		取扱いなし



	5年(「円で目標設定(定率のみ)タイプ」のみ)	15~90歳			
	10年	15~85歳			
保険期間と年齢範囲*3	15年	45 00#			
	20年	- 15~80歳			
	30年(米ドルのみ)	15~75歳			
被保険者	契約者本人				
生存給付金受取人	契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族(契約日生存給付金を受取る場合は、契約者の配偶				
死亡保険金受取人	契約者の配偶者または3親等内の親族				
配当金	なし				
指定代理請求人	契約者は、あらかじめ指定代理請求人を1名指定できます。				
代理請求できる場合	被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合で、 生存給付金受取人が生存給付金を請求できない事情があると 日本生命が認めたとき				
指定代理請求人の範囲	(1)被保険者と以下の関係にある人 (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2)上記の他、被保険者と以下の関係にある人で、日本生命が認めた人 (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)上記(オ)~(キ)と同等の関係にある人 なお、請求時においても、この範囲内であることを要します。				

### 円建目標生存給付金額指定特約を付加している場合

円建目標生存給付金額の 指定範囲	<ul> <li>●円入金特約付加の場合</li> <li>円払込金額÷生存給付金支払回数×20~130%</li> <li>●円入金特約未付加の場合</li> <li>(基本保険金額÷生存給付金支払回数)×着金日*5*6の為替レート×20~130%*7</li> </ul>
円建目標生存給付金額の 変更	随時取扱います。

- \*1 払込通貨で判定
- \*2 一時払保険料を判定用の為替レートで円に換算して判定

他に被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、

- ニッセイ予定利率変動型一時払逓増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険、
- ニッセイ指定通貨建生存給付金付変額保険、ニッセイ指定通貨建生存給付金付特別定期保険(定率のみ型)の ご契約がある場合は、それらを合算して判定
- \*3 契約者の契約日における満年齢
- \*4 円建目標生存給付金額指定特約を付加していない場合、 生存給付金受取人は契約者本人のみ指定可能
- \*5 一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)
- \*6 上記の適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日
- \*7 申込時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。
- ※上記内容は通貨・金利環境等により、将来変更される場合があります。



## 運用実績連動部分の概要

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、運用実績連動部分は0のため、 特別勘定での運用は行いませんので、この項目のご確認は不要です。

運用実績連動部分は、特別勘定で運用されます。

特別勘定は、投資信託を介して金融派生商品の取引を行うことで、

実質的に投資対象の運用実績が反映されるしくみとなっております。

投資戦略としては、株式市場が好調なときは株式ポートフォリオで積極的な運用を行い、

株式市場が不調なときは資産分散ポートフォリオで分散投資を行います。

2つのポートフォリオの実質的な投資対象は以下のとおりです。

実質的な投	資対象		株式ポートフォリオ	資産分散ポートフォリオ
国内株式	日本株式先物		0	0
	米国株式先物		0	0
外国株式	ユーロ圏株式弁		0	0
	香港株式先物		_	0
国内債券	日本10年国債	 先物	_	0
	円へッジあり	米国10年国債先物 (円ヘッジあり)	_	0
		ドイツ10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	0
		英国10年国債先物 (円ヘッジあり)	_	0
以同傳光		豪州10年国債先物 (円ヘッジあり)	-	0
外国債券		米国10年国債先物 (円ヘッジなし)	_	0
		ドイツ10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	0
	円ヘッジなし	英国10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	0
		豪州10年国債先物 (円ヘッジなし)	-	0

<sup>※</sup>法令や規制方針の変更等により、投資対象を変更する可能性があります。



この保険には、リスクがあります。P.35-36・P.38をご確認ください。



この保険は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。P.37-38をご確認ください。

# 注意喚起情報

この注意喚起情報は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項です。

- ●ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- ●お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は

ご契約のしおり一約款 をご確認ください。

「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」を選択いただいた場合

運用実績連動部分の詳細については、 特別勘定のしおり をご確認ください。

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」を選択いただいた場合	
7 特別勘定の廃止または統合、 特別勘定のしおり のご確認は不要で	ず。 記載 ページ
引受保険会社の名称および住所	····· P.35
苦情・相談・請求等のお問合せ先	····· P.35
1 リスク	····· P.35
2 諸費用	····· P.37
3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日	····· P.39
4 死亡保険金等のご請求	····· P.39
5 死亡保険金等をお支払いできない場合	····· P.40
6 解約払戻金	····· P.40
7 特別勘定の廃止または統合	····· P.40
8 税金の取扱い (2020年11月現在)	····· P.41
9 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合	····· P.43
10 クーリング・オフ制度	····· P.43
11 無配当保険の特徴	····· P.44
12 生命保険会社が経営破綻した場合等	····· P.44



※一時払保険料は基本保険金額と同額となります。(入金通貨と指定通 貨が異なる場合、払込金額を指定通貨に換算して基本保険金額と定 め、同額の一時払保険料の払込みがあったものとして取扱います。) このため、一部の記載について「基本保険金額」を「一時払保険料」と 記載しています。

※当冊子では、「契約日生存給付金に関する特則」を 「契約日贈与特則」と記載しています。

特別勘定資産の評価方法は、投資信託を含む有価証券等については時価評価し、

それ以外の資産については原価法によるものとします。ただし、資産評価の方法については、

今後変更することがあります。

その他運用実績連動部分の詳細については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

## 引受保険会社の名称および住所

引受保険会社 日本生命保険相互会社

〒541-8501 大阪府大阪市中央区今橋3-5-12 https://www.nissay.co.jp

## 苦情・相談・請求等のお問合せ先

### 日本生命の相談窓口

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート ニッセイダイレクト事務センター

0120-375-621(通話料無料)

受付時間:月~金曜日9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

### 指定紛争解決機関

### この保険にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

生命保険協会の生命保険相談所では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により

生命保険に関する様々な相談・照会・苦情を受付けております。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、

解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても問題が解決しない場合、

牛命保険相談所内に設置された裁定審査会を利用できます。

## 1 リスク

この保険には、以下のようなリスクがあり、損失が生じる可能性がありますので、 必ずご確認ください。

### P.57 「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

※「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、(1)(2)(3)をご確認ください。 ※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合は、(1)(2)をご確認ください。

### (1) 為替変動リスク

生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等は為替レートの変動の影響を受けます。

- 為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が 少なくなることがあります。
- -生存給付金・死亡保険金・解約払戻金等を円に換算した額の合計が、 円払込金額または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した金額を 下回ることがあります。



### 為替変動リスクの例(米ドル建の場合) 保険金等の円換算額 1米ドル=110円の場合 ご契約時 ■ 10万米ドル → 1,100万円 1米ドル=100円の場合 ● | 1,000万円 🛶 🌉 10万米ドル 1米ドル=90円の場合 ■ 10万米ドル → | ● | 900万円

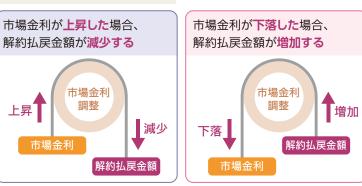
### (2) 金利変動リスク

解約払戻金は市場金利調整により、国債の流通利回りの変動の影響を受けます。

-解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。 定率部分は債券等への投資によって積立金額をふやすしくみとなっております。 債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、

- この債券の時価変動を反映させるため、市場金利調整を導入しています。
- ※ご契約後に市場金利が上昇したため、相対的に利回りの高い他の金融商品を求めて当保険を 解約する場合に、市場金利の上昇により解約払戻金が減少している等のケースが想定されます。

### 市場金利の影響のイメージ





- ※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。 \*債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.3%」により、小さくなります。
- P.29「4、解約払戻金」をあわせてご確認ください。

### (3) 特別勘定資産の価格変動リスク

運用実績連動部分の積立金額は特別勘定で運用されるため、 保険金等は様々な投資対象の価格の変動の影響を受けます。

-解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計が一時払保険料を下回ることがあります。 投資対象については、P.33をご確認ください。

 $(1)\sim(3)$ のリスクは複合的に発生する場合があります。

そのため、予期しない損失が生じる可能性があります。

※「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、例1・例2・例3をご確認ください。

※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合は、例3をご確認ください。

円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、 特別勘定資産が減少したため解約払戻金が減少し、損失が生じた。 景気が好転し特別勘定資産が増加していることを期待して解約したが、 景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。 円安に進行し積立金の円換算額が増加していることを期待して解約したが、 景気好転により金利も上昇したため市場金利調整により解約払戻金が減少し、損失が生じた。

## 2 諸費用

ご契約に際して、お客さまにご負担いただく諸費用は以下のとおりです。

なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

P.57 「よくあるご質問集」もあわせてご確認ください。

※「円で目標設定タイプ」、「そのまま受取タイプ」の場合は、①②③④をご確認ください。 ※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合は、①③④をご確認ください。

### ①定率部分にかかる費用

ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)であり、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。

### ②運用実績連動部分にかかる費用

項目		費用	
保険契約関係費 「ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに」 死亡保険金を最低保証するための費用			特別勘定資産の総額に対して 年率1.85%
	投資信託の信託	<b>託報酬</b>	投資信託の純資産総額に対して 年率0.22%(税込)
	金融派生商品の取引にかかわる費用	助言報酬ならびに レバレッジ取引等に かかる費用	実際の運用金額に対して 年率3.410%以内
資産運用関係費		その他取引費用等	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。
	監査費用		投資信託の純資産総額に対して 年率0.011%(税込)以内
	信託事務の諸語	費用	費用の発生前に金額や割合を 確定することが困難であるため、 表示できません。

### ③通貨の換算に関する費用

	1通貨あたりの為替手数料			
円を指定通貨に換算するとき	E ○ 全世			
指定通貨を円に換算するとき	- 50銭			
外貨入金特約を付加し、	払込通貨から円に換算するときに25銭、			
払込通貨から指定通貨に換算するとき	さらに円から指定通貨に換算するときに25銭			

この為替手数料を加味した、通貨の換算に使用する為替レートについては、 P.30をご確認ください。

## 次ページへ続く

## ④解約をした場合の費用

保険期間中に解約した場合にかかる費用であり、解約払戻金額を計算する際、 一時払保険料\*に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。

### 保険期間5年

	•				
経過年数	0年以上	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上
栓迥牛奴	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満
解約控除率	2.0%	1.3%	0.7%	0.3%	0.1%

### 保険期間10年、15年、20年、30年

経過年数		1年以上 2年未満							
解約控除率	4.0%	3.2%	2.6%	2.0%	1.4%	1.0%	0.6%	0.4%	0.2%

※保険期間10年、15年、20年、30年で経過年数9年以上の場合、

解約の費用はかかりません。

\*契約日贈与特則を適用した場合、「一時払保険料-基本生存給付金額」となります。

その他、取扱金融機関によって、別途送金手数料や引出し手数料等の諸手数料がかかる場合があります。詳しくは取扱金融機関の窓口にお問合せください。



## 短期間で解約すると、受取額が小さくなり、 損失が生じる可能性が高まります。

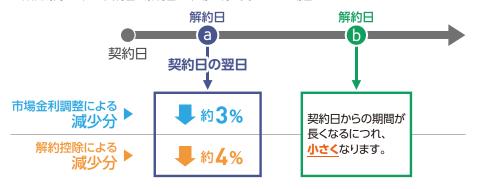
市場金利が変わらない場合、契約日から解約日までの期間が短い a の方が、解約日までの期間が長い b より市場金利調整・解約控除による減少額が大きくなり、受取額は小さくなります。

また、市場金利が契約日よりも上がった場合は、さらに受取額が小さくなります。



### 減少割合の例

●保険期間20年で、契約日と解約日の市場金利が変わらない場合



- ※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。
- ※市場金利・為替・特別勘定の運用実績の影響により、指定通貨・円での受取額は変動します。 詳細については、例表または提案書をご確認ください。

## 3 責任開始の日・契約日・特別勘定への繰入日

### 責任開始の日

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料のお払込みが完了した日 (日本生命指定の金融機関に着金した日)が契約上の責任開始の日となります。

募集代理店および募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、

契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がありません。 なお、この保険の契約日および特別勘定への繰入日は責任開始の日とは異なります。

※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合は、契約日が責任開始の日となります。

### 契約日

選択したタイプにより契約日が異なります。

| 契約日は以下のいずれか遅い日の翌日となります。なお、以下のいずれか遅い日が日本生命の休業日である場合は、直後の営業日の翌日となります。
| ①一時払保険料のお払込みが完了した日
| ②日本生命がご契約のお申込みを承諾した日
| ③契約の申込日から、その日を含めて8日目
| 円で目標設定(定率のみ)タイプ 責任開始の日

### 特別勘定への繰入日\*

契約日に特別勘定への繰入れを行い、その翌日から運用を開始します。

\*「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、この項目のご確認は不要です。

## 4 死亡保険金等のご請求

- ●死亡保険金等のお支払事由に該当した際は すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。 なお、お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない可能性がありますので、 契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- ●生存給付金に関して指定代理請求人を指定されている場合は、 お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。
- ●生存給付金受取人や死亡保険金受取人変更等、ご契約内容を変更する場合も すみやかに日本生命のお問合せ窓口までご連絡ください。
- ●生存給付金のお支払い後、生存給付金の支払事由発生日より前に被保険者が 死亡していたことが判明した場合、死亡保険金額からその支払われた生存給付金額を 差引いてお支払いすることがあります。

## 5 死亡保険金等をお支払いできない場合

死亡保険金等をお支払いできない場合があります。代表的なものは以下のとおりです。

- ●お支払事由に該当しない場合
- ●死亡保険金の免責事由に該当した場合
  - -責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
  - -契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
- ●詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
- ●死亡保険金を詐取する目的で事故を招いたときや、契約者、被保険者または 死亡保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合

## 6 解約払戻金

解約払戻金の計算方法や解約控除についてはP.29・P.38、

金利変動リスクについてはP.36をご確認ください。

解約時の受取額の変動に影響を与える要素については、P.56もあわせてご確認ください。 なお、解約払戻金額と生存給付金支払合計額等の合計は一時払保険料を下回ることがあり、 損失が生じる可能性があります。

## 7 特別勘定の廃止または統合

「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合、運用実績連動部分は0のため、 特別勘定での運用は行いませんので、この項目のご確認は不要です。

- ●関係法令等の改正、特別勘定資産の減少、資産の運用の対象となる市場の変化、その他これに準じる事態が発生し、この特別勘定の資産運用が困難な状況となると認めた場合あるいは投資信託が 償還され運用対象として存続しなくなったとき等には、特別勘定を廃止または2つ以上の特別勘定を 統合することがあります。特別勘定を廃止する場合、積立金を移転します。
- ●特別勘定の廃止または統合を行う際は、その日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- ●特別勘定の廃止に伴う積立金の移転を行う際は、その廃止日の1カ月前までに契約者にお知らせします。
- ●特別勘定に関するその他詳細については、 特別勘定のしおりをご確認ください。

## 8 税金の取扱い(2020年11月現在)

以下の内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。 また、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等にかかる税金については、 実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。

- ※個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。
- ※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご留意ください。

### ご契約時

お払込みいただいた一時払保険料は、お払込みいただいた年の一般生命保険料控除の対象です。 (他の保険料控除の対象とはなりません。)

ただし、契約者が納税者本人であり、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族である契約が対象となります。

### 保険期間中

### < 生存給付金の受取りに際してかかる税金>

ご契約内容	税の種類
契約者と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)+住民税
契約者と受取人が異なる場合	贈与税*1 ※ただし、満了時に契約者が受取った金額には 所得税(雑所得)+住民税

- ※雑所得の課税対象額=その年にお受取りいただいた生存給付金額一必要経費
- ●必要経費=第1回の生存給付金額\*2×必要経費割合

●必要経費割合* <sup>3</sup> =		ム保	<b>  険料*4</b>
	第1回の 生存給付金額* <sup>2</sup>	×	生存給付金支払回数

- \*1 以下の場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。
  - 契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合 (この場合、毎年110万円の基礎控除はなく、2,500万円の特別控除を超えた額に対して 20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)
  - ●相続開始前3年以内に生存給付金を贈与された場合 (「相続時精算課税制度」を選択していない生存給付金受取人が、契約者の相続により遺産を 取得した場合に限ります。)

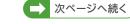
	暦年課税	相続時精算課税	
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において 60歳以上の親または祖父母*5	
受贈者制限なし		贈与の年の1月1日において 20歳以上の子または孫	
選択変更 相続時精算課税への変更可能		一度選択すると暦年課税へは変更不可	
贈与税の計算	(1年間の受贈財産の合計価額 -110万円)×税率-控除額	〔受贈財産の合計価額(累計) -2,500万円〕×税率20%	

\*2 指定通貨でお受取りいただいた場合は、

生存給付金額を第1回の生存給付金の支払事由発生日における為替レートにより 円に換算した金額、円によりお受取りいただいた場合は、円による受取金額となります。

- \*3 小数で算出し、小数点第3位以下を切上げとなります。
- \*4 指定通貨による入金の場合は、一時払保険料を着金日の為替レートで円に換算した金額、 円入金特約を付加した場合は円払込金額、また、外貨入金特約を付加した場合は、 払込金額を着金日の為替レートで円に換算した金額となります。
- \*5 2021年12月31日まで住宅取得等資金の場合は贈与者の年齢制限なし。

→ P.54 をあわせてご確認ください。



### <解約払戻金の受取りに際してかかる税金>

契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合		
源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税		

### ※一時所得の課税対象額=

 $\{(解約払戻金) + (配当金*6) - (一時払保険料*7) - (特別控除額50万円)\} × 1/2$ 

特別控除額50万円は各々のご契約の解約払戻金額に対してではなく、

年間の一時所得合計額に対しての控除です。

- \*6 当保険には配当金はありません。
- \*7 生存給付金の受取りがあった場合は、一時払保険料から、既に受取った生存給付金に対する 必要経費合計額が差引かれます。

### <死亡保険金の受取りに際してかかる税金>

税の種類	
相続税	



相続人でない孫等が死亡保険金を受取った場合、死亡保険金の非課税額を活用できないことに加え、相続税が2割加算されます。また、死亡保険金と生存給付金を同一人が受取った場合、相続開始前3年以内に受取った生存給付金は相続税の課税対象となります。

### < 外貨での保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱い>

この保険の外貨での保険料や生存給付金等の授受にかかる税法上の取扱いは

円での生命保険契約と同じです。

以下の基準により指定通貨を円換算したうえで、円での生命保険契約と同様に取扱います。

### 「円で目標設定タイプ」、「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の円換算方法

科目	為替レート適用日*8	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)*9
生存給付金	生存給付金は円で支払われるため、円	で受取った金額が基準となります。
解約払戻金	解約払戻金計算基準日	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)
件拟从庆立	<b>萨利如庆</b> 亚司 异苯华口	【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場(TTB)

### 「そのまま受取タイプ」の円換算方法

科目	為替レート適用日*8	適用為替レート
保険料	日本生命が保険料を受領する日	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)*9
生存給付金	契約応当日 (最終の支払時は保険期間満了の日)	最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
	【源泉分離課税となる場合】 最終対顧客電信買相場(TTB)	
解約払戻金 解約払戻金計算基準日		【所得税・住民税の対象となる場合】 最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終対顧客電信買相場(TTB)

- \*8 上記の適用日に為替相場がない場合には、同日前の最も近い日の為替相場によります。
- \*9 外貨入金特約を付加した場合、払込通貨の最終対顧客電信売買相場仲値(TTM)となります。
- ※保険料は、円入金特約を付加した場合、円で払込んだ金額が基準となります。 また、生存給付金・解約払戻金・死亡保険金は、円支払特約や生存給付金円支払特約を 付加した場合、円で受取った金額が基準となります。

## 9 現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

- ●解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- ●解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- ●解約・減額した場合は、解約・減額をしなかった場合に比べて、 配当金が少なくなることがあります。
- ●現在のご契約と同一保険料でも、新しいご契約の死亡保険金額等が少なくなる場合があります。
- 詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての 詐欺の行為等が適用の対象となります。
- ●新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、 死亡保険金をお支払いできない場合があります。

## 10 クーリング・オフ制度

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しします。クーリング・オフ制度は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により、上記期間内(8日以内の消印有効)に、以下の事項を記載した書面をニッセイダイレクト事務センターまで送付ください。

### 記載事項 ※黒ボールペンでご記入ください。

- 1 申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 2 申込番号
- 3 一時払保険料の金額 (円入金特約を付加した場合は円払込金額、 外貨入金特約を付加した場合は払込通貨での払込金額)
- 4 取扱金融機関名・支店名(または、支社・営業部名、募集代理店名)
- 5 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 6 書面作成日
- 7 申込者または契約者の住所・電話番号
- 8 申込者または契約者のお名前(自署)

(記入例) ※円入金特約を付加した場合

- 日本生命保険相互会社 行 1 私は保険契約の申込みの撤回を
- 2 申込番号 XXXXXXXXXXX
- 3 円払込金額×,×××,×××円
- 4 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
- 5 返金先□座○○銀行○○支瓜
  - 普通××××××× 口座名義人 OOOO
- 6 20××年××月××日
- 7 住所 ○○県○○市○○町×丁目 ×番地×号 電話番号 ×××-××-×××
- 8 お名前 日生 太郎

### 郵送先

〒113-8661

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター(クーリング・オフ担当)

●クーリング・オフが適用された場合にお返しする通貨は、 日本生命に保険料としてお払込みいただいた通貨となります。

●円入金特約の付加有無により、クーリング・オフにともないお返しする通貨が異なります。

(円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります。)

	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフにともない お返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円貨	円貨
円入金特約を付加しない場合	外貨*1	<u>外貨*2</u>

- \*1 金融機関代理店等で円貨を外貨に両替する場合、金融機関代理店等所定の手数料が発生します。 また、お客さまの口座から日本生命指定の金融機関口座へ送金を行うための、 金融機関代理店等所定の手数料が発生することがあります。
- \*2 外貨で日本生命にお払込みをいただいた金額と同額をお返しします。 ただし、当初の資金が円貨の場合(金融機関代理店等で外貨に両替し、 お払込みをいただいた場合)、外貨でのお返しとなるため、返金時の為替レートによっては、 以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
  - ①円貨から外貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
  - ②外貨から円貨への両替にかかる金融機関代理店等所定の手数料
  - ③為替差損(益)

## 1 無配当保険の特徴

この保険には、配当金はありません。また、この保険の契約者は、日本生命の運営に参加する社員とはなりません。

- ●日本生命は相互会社です。相互会社は、剰余金の分配のない保険契約を除き、 契約者が契約の当事者となると同時に社員(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- ●この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、定款の規定\*により この保険の契約者は日本生命の社員とはなりません。
- ●この保険の契約者は、死亡保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利は ありますが、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利はありません。 なお、契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。
- \*定款第6条第1項:当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、 すべて社員となる。

## 12 生命保険会社が経営破綻した場合等

保険会社の業務または財産の状況の変化により、死亡保険金額、生存給付金額等が 削減されることがあります。

日本生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、

生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、

この場合にも、死亡保険金額、生存給付金額等が削減されることがあります。

## ご参考受取額 シミュレーション

## 円で目標設定タイプ

## 過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。

((今年から)は運用開始前にお支払いする契 約日生存給付金を除いています。)

※前提条件により、「今年から」と「来年から」で結果が異なる場合もあります。

●ケース数: 1 2 128

前提

- ●積立利率\*1:10.19% 20.13%
- ●運用実績連動部分への配分比率\*1: 1 2 1.0%
- ●定率部分への配分比率\*1: 11 2 99.0%
- \*1 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契約があった とみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。
- 為替レート: 契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- ●各ポートフォリオの投資割合:2020年7月時点(全ケース固定)
- ●費用:保険契約関係費・資産運用関係費を 控除後、受取時の課税前
- ・円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略

(今年から)保険期間10年/円払込金額1,210万円/円受取の目標額110万円/11回受取り

(来年から)保険期間10年/円払込金額1,100万円/円受取の目標額110万円/10回受取り

●被保険者は保険期間満了時まで 牛存

※記載の数値は所定の方式で端数 処理を実施

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成

**11** 保険期間10年: 1999年12月末~2010年7月末

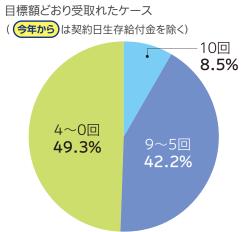
2 保険期間15年:1994年12月末~2005年7月末

**1** 保険期間10年:1999年12月末~2010年7月末

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成

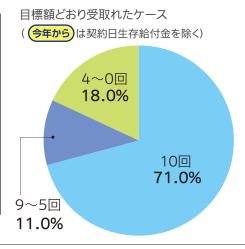
今年から 保険期間10年/円払込金額1,210万円/円受取の目標額110万円/11回受取り (ж年から)保険期間10年/円払込金額1,100万円/円受取の目標額110万円/10回受取り

10年間の総受取額*2 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,020万円
	最高	1,300万円
	最低	840万円
10年間の総受取額が		128ケース中33ケース
1,100万円*3を超過したケース	割合	25.7%
毎年目標額どおり受取れたケース		128ケース中11ケース
(10回すべての受取額が目標額どおり)	割合	8.5%



平均 1,240万円 10年間の総受取額\*2 最高 1.630万円 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額) 最低 870万円 128ケース中95ケース 10年間の総受取額が 1,100万円\*3を超過したケース 割合 74.2%

128ケース中91ケース 毎年目標額どおり受取れたケース (10回すべての受取額が目標額どおり) 割合 71.0%



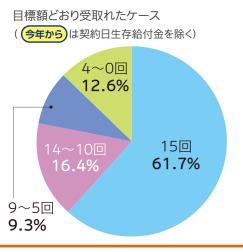
今年から 保険期間15年/円払込金額1,760万円/円受取の目標額110万円/16回受取り 《寒年から》保険期間15年/円払込金額1,650万円/円受取の目標額110万円/15回受取り

15年間の総受取額* <sup>2</sup> (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,610万円
	最高	2,610万円
	最低	1,230万円
15年間の総受取額が 1,650万円 <sup>*4</sup> を超過したケース		128ケース中38ケース
	割合	29.6%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)		128ケース中34ケース
	割合	26.5%



2 (今年から)保険期間15年/円払込金額1,760万円/円受取の目標額110万円/16回受取り 《来年から》保険期間15年/円払込金額1,650万円/円受取の目標額110万円/15回受取り

	平均	1,980万円
15年間の総受取額*2 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	最高	2,900万円
	最低	1,350万円
15年間の総受取額が		128ケース中95ケース
1,650万円*4を超過したケース	割合	74.2%
毎年目標額どおり受取れたケース		128ケース中79ケース
(15回すべての受取額が目標額どおり)	割合	61.7%



ご確認にあたってのご留意点 □ シミュレーションに使用したデータは P.53-54 をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略に もとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その 結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表 したものではありません。

また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでは ありません。

- ■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からの データをもとに、日本生命が作成しております。
- ■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデー タの正確性について保証するものではなく、また、当デー タを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任 を負うものではありません。
- ■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用に よって生じたいかなる損害についても一切責任を負いま せん。



「保険期間が短い」「円受取の目標 額が高い」「保険期間中に円高に推 移」の場合、毎年(1回目含む)の受 取額が円で設定した目標額未満と なる、または元本割れする可能性 が高まります。

- \*2「今年から」で契約日生存給付金を含めた場合、110万円加算します。
- \*3「今年から」の円払込金額1,210万円のうち、110万円は運用開始前に契約日生存給付金としてお支払いするため、1,100万円としています。
- \*4「今年から」の円払込金額1,760万円のうち、110万円は運用開始前に契約日生存給付金としてお支払いするため、1,650万円としています。

## ご参考受取額 シミュレーション

## 円で目標設定(定率のみ)タイプ

## 過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。

((今年から)は運用開始前にお支払いする契約日生存給付金を除いています。)

※前提条件により、「今年から」と「来年から」で結果が異なる場合もあります。

●ケース数: 1 2 128

前提

- ●積立利率\*1: 1 2 0.01%
- \*1 金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご 契約があった とみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。
- ●運用実績連動部分への配分比率: 1 2 0.0%
- ●定率部分への配分比率: 1 2 100.0%
- 為替レート:契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- 費用:受取時の課税前

- ・円入金特約を付加
- 目標準備金の利息は省略
- ●被保険者は保険期間満了時まで生存
- ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成

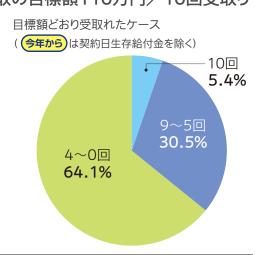
1 保険期間10年:1999年12月末~2010年7月末

2 保険期間15年:1994年12月末~2005年7月末

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成

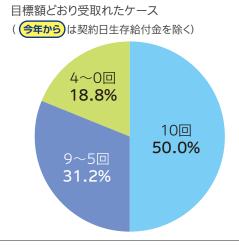
今年から 保険期間10年/円払込金額1,210万円/円受取の目標額110万円/11回受取り (ж年から) 保険期間10年/円払込金額1,100万円/円受取の目標額110万円/10回受取り

   10年間の総受取額*2   (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	平均	1,010万円
	最高	1,290万円
	最低	830万円
10年間の総受取額が		128ケース中28ケース
1,100万円*3を超過したケース	割合	21.8%
毎年目標額どおり受取れたケース		128ケース中 7ケース
(10回すべての受取額が目標額どおり)	割合	5.4%



1 (今年から)保険期間10年/円払込金額1,210万円/円受取の目標額110万円/11回受取り (ж年から)保険期間10年/円払込金額1,100万円/円受取の目標額110万円/10回受取り

平均	1,190万円
最高	1,560万円
最低	860万円
	128ケース中91ケース
割合	71.0%
	128ケース中64ケース
割合	50.0%
	最高



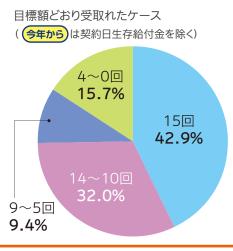
今年から 保険期間15年/円払込金額1,760万円/円受取の目標額110万円/16回受取り 《寒年から》保険期間15年/円払込金額1,650万円/円受取の目標額110万円/15回受取り

	平均	1,520万円
15年間の総受取額* <sup>2</sup> (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	最高	2,110万円
	最低	1,210万円
15年間の総受取額が		128ケース中20ケース
1,650万円*4を超過したケース	割合	15.6%
毎年目標額どおり受取れたケース (15回すべての受取額が目標額どおり)		128ケース中19ケース
	割合	14.8%



2 (今年から)保険期間15年/円払込金額1,760万円/円受取の目標額110万円/16回受取り 《来年から》保険期間15年/円払込金額1,650万円/円受取の目標額110万円/15回受取り

	平均	1,800万円
15年間の総受取額*2 (生存給付金受取人と契約者の受取合計額)	最高	2,370万円
	最低	1,330万円
15年間の総受取額が		128ケース中88ケース
1,650万円*4を超過したケース	割合	68.7%
毎年目標額どおり受取れたケース		128ケース中55ケース
(15回すべての受取額が目標額どおり)	割合	42.9%



ご確認にあたってのご留意点 → シミュレーションに使用したデータは P.53-54 をご確認ください。

- ■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からの データをもとに、日本生命が作成しております。
- ■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデー タの正確性について保証するものではなく、また、当デー タを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任 を負うものではありません。
- ■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用に よって生じたいかなる損害についても一切責任を負いま せん。



「保険期間が短い」「円受取の目標 額が高い」「保険期間中に円高に推 移」の場合、毎年(1回目含む)の受 取額が円で設定した目標額未満と なる、または元本割れする可能性 が高まります。

- \*2「今年から」で契約日生存給付金を含めた場合、110万円加算します。
- \*3「今年から」の円払込金額1,210万円のうち、110万円は運用開始前に契約日生存給付金としてお支払いするため、1,100万円としています。

1,000万円未満

21.1%

1,000~

25.1%

1,100万円未満

## ご参考受取額 シミュレーション

(円での受取りを選択)

## そのまま受取タイプ

## 過去の実際の市場環境にもとづき、受取額を計算しました。

- ●ケース数: 1 2 128 3 68
- ●積立利率\*: 10.19% 20.13% 30.10%
- ●運用実績連動部分への配分比率\*: 123 1.0%
- 定率部分への配分比率\*: 1 2 3 99.0%
- \*金利環境等により、販売停止期間があった場合は、ご契 約があった とみなし、販売可能な最低積立利率をもとに計算しています。
- 為替レート:契約時 TTM+50銭/支払時 TTM-50銭
- 各ポートフォリオの投資割合:2020年7月時点 (全ケース固定)
- 費用:保険契約関係費・資産運用関係費を控除後、 受取時の課税前
- 円入金特約を付加

●被保険者は保険期間満了時まで生存 ※記載の数値は所定の方式で端数処理を実施 ※保険期間30年はデータがないため作成不可能

10年間の総受取額とその割合

1,500~

0.7%

1.200~

34.3%

1,100~

18.8%

2,000万円未満

1,500万円未満

1,200万円未満

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成

- 1 保険期間10年:1999年12月末~2010年7月末
- 2 保険期間15年:1994年12月末~2005年7月末
- 3 保険期間20年:1994年12月末~2000年7月末

当シミュレーションは、以下の各月末から運用開始し、各保険期間運用したと仮定して作成

11保険期間10年:1999年12月末~2010年7月末 2 保険期間15年:1994年12月末~2005年7月末

3 保険期間20年: 1994年12月末~2000年7月末

元本→

円払込金額以上

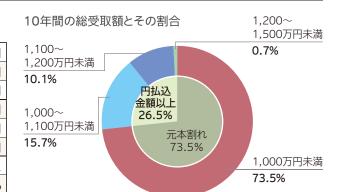
78.9%

割れ

21.1%

## 1 保険期間10年/円払込金額1,000万円

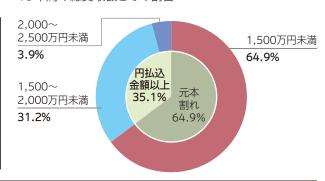
10年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	940万円
	最高	1,210万円
	最低	780万円
毎年の受取額	平均	90万円
	最高	150万円
	最低	60万円
10年間の総受取額が円払込金額	を	128ケース中34ケース
超過したケース	割合	26.5%
10年間の総受取額が円払込金額	最低を	60万 128ケース中34ケー



## 2 保険期間15年/円払込金額1,500万円

		平均	1,480万円
	15年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	最高	2,260万円
		最低	1,150万円
		平均	100万円
	毎年の受取額	最高	190万円
		最低	60万円
	15年間の総受取額が円払込金額	を	128ケース中45ケース
	超過したケース	割合	35.1%

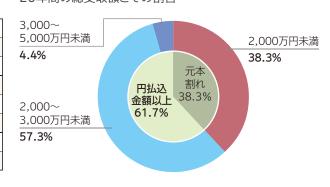
### 15年間の総受取額とその割合



## 3 保険期間20年/円払込金額2,000万円

	20年間の必要取免	平均	2,160万円
	20年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	最高	3,160万円
		最低	1,620万円
	毎年の受取額	平均	110万円
		最高	280万円
		最低	60万円
	20年間の総受取額が円払込金額	を	68ケース中42ケース
	超過したケース	割合	61.7%

### 20年間の総受取額とその割合



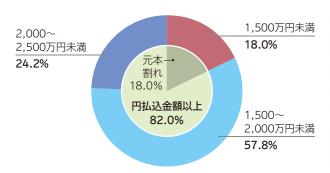
## 1 保険期間10年/円払込金額1,000万円

10年間の総受取額 (契約者の受取合計額) 毎年の受取額	平均	1,130万円
	最高	1,510万円
	最低	800万円
	平均	110万円
	最高	190万円
	最低	60万円
10年間の総受取額が円払込金額を		128ケース中101ケース
超過したケース	割合	78.9%

2 保険期間15年/円払込金額1,500万円

	15年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	平均	1,770万円	
		最高	2,300万円	
		最低	1,300万円	
	毎年の受取額	平均	120万円	
		最高	230万円	
		最低	60万円	
	15年間の総受取額が円払込金額を		128ケース中105ケース	
	超過したケース	割合	82.0%	

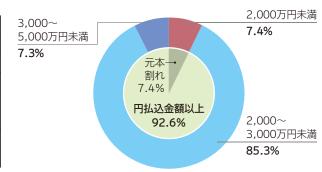
### 15年間の総受取額とその割合



## 3 保険期間20年/円払込金額2,000万円

	20年8日本松平四年	平均	2,420万円	
	20年間の総受取額 (契約者の受取合計額)	最高	3,510万円	
		最低	1,920万円	
		平均	120万円	
	毎年の受取額	最高	330万円	
		最低	60万円	
	20年間の総受取額が円払込金額を		68ケース中63ケース	
	超過したケース	割合	92.6%	

### 20年間の総受取額とその割合



### ご確認にあたってのご留意点 □ シミュレーションに使用したデータは P.53-54 をご確認ください。

■当シミュレーションは、この保険の特別勘定の運用戦略に もとづいて、過去の一定期間運用したものと仮定し、その 結果を事後的に検証したものであり、実際の運用成果を表 したものではありません。

また、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものでは ありません。

- ■当シミュレーションは、BNPパリバ証券株式会社からの データをもとに、日本生命が作成しております。
- ■BNPパリバ証券株式会社は、当資料に掲載しているデー タの正確性について保証するものではなく、また、当デー タを用いたいかなるシミュレーションに対しても一切責任 を負うものではありません。
- ■日本生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用に よって生じたいかなる損害についても一切責任を負いま せん。



「保険期間が短い」あるいは「保険 期間中に円高に推移」の場合、元本 割れする可能性が高まります。

## アフターサービスについて

ご契約後も安心してご継続いただけるよう、充実したアフターサービスを用意しております。

## ご契約後に日本生命より郵送する書類



円で目標設定(定率のみ)タイプ

### そのまま受取タイプ

## ご契約後

①保険契約のお申込手続き完了のお知らせ (兼 初期暗証番号(仮パスワード)のお知らせ)

インターネットサービスをご利用いただけるようにするため、 仮パスワードでインターネットサービスにご登録ください

発送時期 成立日+2営業日後以降

送付先 契約者

ハガキ

②保険証券等

発送時期契約日の翌営業日以降 (通常、お申込みから2週間程度)

●契約者と生存給付金受取人が同一人の場合:契約者

※生存給付金のお支払い後は、生存給付金受取人へお支払いの通知を送付します。

●契約者と生存給付金受取人が同一人でない場合:生存給付金受取人

送付先 契約者



## 今年から わたす場合

### 契約日生存給付金お支払いのご案内

成立日の翌営業日以降

生存給付金受取人



## 保険

51

## ③ご契約状況のお知らせ

送付先 契約者

## ③ご契約内容のお知らせ

発送時期 年1回 (契約応当日以降)

送付先 契約者

## ③ご契約状況のお知らせ

年4回 (毎年の契約応当日と その3カ月ごとの応当日以降)

送付先 契約者

## 期間中

## ④生存給付金受取人設定状況の

お知らせ

発送時期 毎年の契約応当日の3カ月前

契約者 送付先

※「ご契約状況のお知らせ」に同封

⑤生存給付金お支払いのご案内

発送時期 毎年の契約応当日の2カ月前

## ④生存給付金受取人設定状況の お知らせ

発送時期 毎年の契約応当日の3カ月前

送付先 契約者

## ④生存給付金お支払いのご案内

発送時期 毎年の契約応当日の2カ月前

送付先 契約者

※生存給付金のお支払い後は、お支払いの通知を 送付します。

## 6決算のお知らせ

発送時期 毎年7月末

送付先|契約者

## 5決算のお知らせ

毎年7月末

送付先 契約者

## インターネットサービス

日本生命ホームページよりご登録いただくことで、 お客さまに役立つ各種サービスを ご利用いただけます。

※これらのサービス・取扱条件・書類イメージは

2021年1月現在のものであり、将来変更される場合があります。

### ご契約内容の照会

照会日時点の契約内容・運用状況を確認できます。 為替レートの確認等も行うことができます。

### その他各種お手続き

「生命保険料控除証明書の再発行」等、 その他の各種お手続きを行うことができます。

3:00~8:00は当サービスはご利用になれません。 なお、「生命保険料控除証明書の再発行」は上記に加え、 毎営業日15:00~15:30もシステムメンテナンスのため お手続きいただけない時間帯があります。

※「生命保険料控除証明書の再発行」は、日本生命営業日の15:00までに 日本生命が受信できた請求を当日の受付とします。

## お問合せ先はこちら

## ( ニッセイダイレクト事務センター

名義変更(受取人変更、契約者変更、改姓・改名等) のお手続き、保険証券の再発行、死亡保険金の 請求、解約のお手続き等をご利用いただけます。

0120-375-621(通話料無料)

受付時間 月~金曜日 9:00~17:00(祝日、12/31~1/3を除く)

## 二 ホームページ

## https://www.nissay.co.jp

日本生命

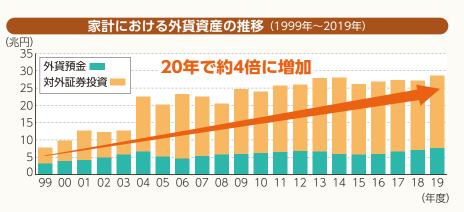
日本生命トップページ ⇒ 金融機関窓口販売商品のログイン ⇒専用サービスへアクセスしてください。

## 外貨での運用は、特別なことではなくなりつつあります。

### 家計における外貨資産は、 20年で約4倍に増加しています。

グローバル化が進む中、家計の 外貨資産は徐々にふえ、外貨の保 有は特別なことではなくなりつつ あります。

出典:日本銀行ホームページ「資金循環」



## なぜ今、外貨なのでしょうか?

### 日本では、

### 長く低金利が続いています。

日本の金利は、金融政策上しばら く低水準が続くことが想定される ため、海外の金利が注目されてい ます。

出典:各国中央銀行が公表している 利回りをもとに日本生命が作成



### 様々な品が値上がりし、 お金の価値の低下が心配です。

低金利が続く中でも、物価は上昇 傾向にあります。

物価が上がると、円資産のみでは、 保有資産が実質的に目減りしてし まいます。

出典:総務省統計局「小売物価統計調査」 (主要品目の東京都区部小売価格) ※小数点第2位以下を切捨て

### **価格変化の例**(2012年4月~2020年7月)

トイレットペーパー (1パック・12ロール)251円











バター

### 通貨の価値は、為替レートの 変動で常に上下しています。

外国為替は、世界中で日々休みな く取引きされ、経済や政情等、様々 な要因が複雑に交錯しながら、 刻々と変化しています。

それにともない、円の実質的な価 値も常に変動しています。

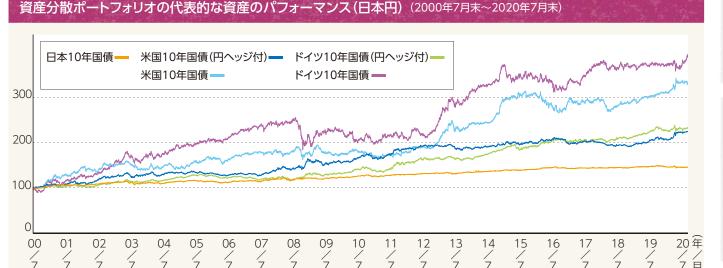
出典:日本生命が指標として指定している 金融機関の公示値をもとに作成

53



## P.45-50「受取額シミュレーション」で 使用した市場環境データ





## 贈与税(暦年課税)の計算方法

1年間の受贈財産の

税率

10% 15%

20%

30%

40%

45%

50%

55%

控除額

10万円

25万円

65万円

125万円

175万円

250万円

400万円

400万円

左記以外の場合

基礎控除110万円までは非課税

贈与税の返	題之	20歳以上の者が直系尊属*から贈与を受けた場合			
基礎控除復	後の課税価格	税率	控除額		
	200万円以下	10%			
200万円超	300万円以下	15%	10万円		
300万円超	400万円以下	15%	10万円		
400万円超	600万円以下	20%	30万円		
600万円超	1,000万円以下	30%	90万円		
1,000万円超	1,500万円以下	40%	190万円		
1,500万円超	3,000万円以下	45%	265万円		
3,000万円超	4,500万円以下	50%	415万円		
4,500万円超		55%	640万円		

500万円超	55%	640万円	55%
草属とは、父母や祖父母、曾祖父母等、直:	接血がつながった上の世	せ代のこと。	

<sup>※</sup>税務に関する内容は、2020年11月現在の税制にもとづくもので、

将来変更されることがあります。

個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

## 円受取の目標額(Pdelenter )の設定可能範囲

以下の計算式で求められる金額の範囲で指定・変更いただけます。※1万円単位となるよう所定の方式で端数処理を実施

円で入金した場合 円払込金額 ÷ 生存給付金支払回数 × 20~130%

## 早見表:円で入金の場合

## 〈契約日贈与特則を適用した場合〉

FF1133	保険期間												
円払込 金額	5年		10年		15	年	20	年	30年				
並织	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限			
300万円	10万円	65万円	6万円	35万円	<b>4</b> 万円	23万円	3万円	18万円	2万円	11万円			
500万円	<b>17</b> 万円	107万円	9万円	58万円	<b>7</b> 万円	40万円	5万円	29万円	4万円	20万円			
700万円	24万円	150万円	13万円	81万円	9万円	55万円	<b>7</b> 万円	42万円	5万円	28万円			
1,000万円	34万円	215万円	18万円	<b>117</b> 万円	13万円	80万円	10万円	61万円	7万円	41万円			
1,100万円	37万円	237万円	20万円	130万円	14万円	88万円	11万円	67万円	7万円	45万円			
1,200万円	40万円	260万円	22万円	141万円	15万円	97万円	12万円	74万円	8万円	49万円			
1,500万円	50万円	325万円	28万円	176万円	19万円	120万円	15万円	92万円	10万円	62万円			
1,600万円	54万円	345万円	29万円	188万円	20万円	130万円	16万円	98万円	11万円	66万円			
2,000万円	67万円	432万円	37万円	235万円	25万円	162万円	19万円	123万円	13万円	83万円			
3,000万円	100万円	650万円	55万円	353万円	38万円	243万円	29万円	184万円	20万円	124万円			

## 〈契約日贈与特則を適用しない場合〉

FT1133	保険期間											
円払込 金額	5年		10年		15	年	20	年	30年			
並织	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限		
300万円	12万円	78万円	6万円	39万円	<b>4</b> 万円	26万円	3万円	19万円	2万円	13万円		
500万円	20万円	130万円	10万円	65万円	7万円	42万円	5万円	32万円	<b>4</b> 万円	20万円		
700万円	28万円	182万円	14万円	91万円	10万円	59万円	7万円	45万円	5万円	29万円		
1,000万円	40万円	260万円	20万円	130万円	14万円	85万円	10万円	65万円	<b>7</b> 万円	42万円		
1,100万円	44万円	286万円	22万円	143万円	15万円	94万円	11万円	71万円	8万円	46万円		
1,200万円	48万円	312万円	24万円	156万円	16万円	104万円	12万円	78万円	8万円	52万円		
1,500万円	60万円	390万円	30万円	195万円	20万円	130万円	15万円	97万円	10万円	65万円		
1,600万円	64万円	416万円	32万円	208万円	22万円	137万円	16万円	104万円	11万円	68万円		
2,000万円	80万円	520万円	40万円	260万円	27万円	172万円	20万円	130万円	14万円	85万円		
3,000万円	120万円	780万円	60万円	390万円	40万円	260万円	30万円	195万円	20万円	130万円		

**外貨で入金した場合** 基本保険金額 ÷ 生存給付金支払回数 × 着金日\*1\*2の為替レート × 20~130%\*3

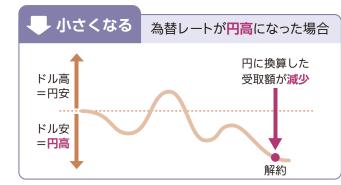
- \*1一時払保険料相当額を日本生命が受取った日(責任開始の日)となります。
- \*2 適用日に為替レートが公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。
- \*3 申込時点の設定可能範囲については、提案書をご確認ください。

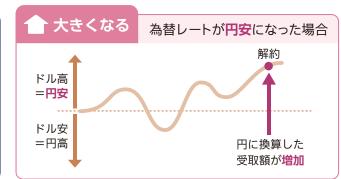
## 解約時の受取額の変動について

以下の4つの要素の影響を受けて変動します。

### **①**円で受取る場合、「為替レート」の影響

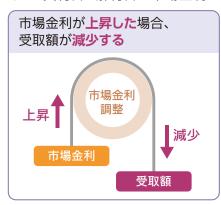
受取額は、契約日よりも解約日の為替レートが円高になれば減少し、円安になれば増加します。

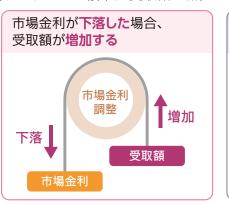


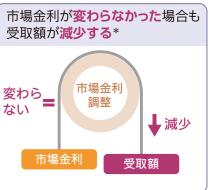


## ②「市場金利」の影響(市場金利調整)

受取額は、契約日よりも解約日の市場金利が上昇すれば減少し、下落すれば増加します。 なお、契約日と解約日の市場金利が変わらなかった場合も、受取額は減少します。



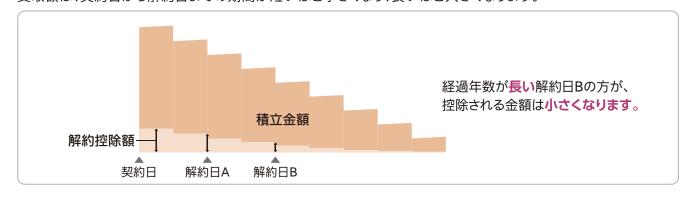




- ※契約日や解約払戻金計算基準日における基準利率を「市場金利」として説明しています。
- \*債券を売却するための費用等をふまえ差引いた率「0.3%」により、減少します。
- P.29「4.解約払戻金」をあわせてご確認ください。

## ❸「解約日までの期間」の影響

受取額は、契約日から解約日までの期間が短いほど小さくなり、長いほど大きくなります。



## ❻「運用実績連動部分の運用実績」の影響

受取額は、運用実績連動部分の積立金額が増加するほど大きくなり、減少するほど小さくなります。 ※「円で目標設定(定率のみ)タイプ」の場合は影響を受けません。

※①については、 < 詳細はP.35-36をご確認ください。 ) ※②については、 < 詳細はP.36をご確認ください。 )

※❷③については、当保険特有の算式により解約払戻金額(指定通貨)が計算されます。 < 詳細はP.29 をご確認ください。

## 「外貨建生命保険」の

## よくあるご質問集

より理解を深めるために ぜひ、ご視聴ください・

外貨建生命保険なるほど動画





## 金融機関等で販売しているから、 預金みたいなものだよね。



いいえ。この商品は、日本生命の生命保険です。

預金とは異なり、

元本割れすることがあります。

生命保険には、預金のような元本保証 はありません。受取額は為替レートの 影響を受けて変動し、元本割れするこ とがあります。





元本保証



## 長く契約していればふえていくから、

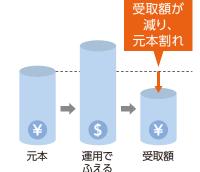
元本割れしないわね。



いいえ。為替変動により、

円での受取額が元本割れする 可能性が常にあります。

円でお受取りの際は、指定通貨から円に両替し そのときの為替レートがご契約時より大 幅に円高だと、運用でふえた分が帳消しになり、 損失が生じることがあります。また、その他以下 の"調整" "控除" による影響を受けます。





## 解約しても、円安のときなら 元本割れしないよね。



いいえ。"調整"や"控除"により、

円安時の解約でも元本 割れすることがあります。

め、円安のときに解約しても、これ



## 商品仕様 早見表

項目	タイプ	円で目標設定タイプ 円で目標設定(定率のみ) タイプ				図み)	そ	参照 ページ						
わた o	ト(スマート贈与)		©	)			A	P.2						
用途 つかう	5(自分年金)	©							P.2					
波保険者				契	2約者本人					P.32				
告知					なし					_				
払込方法	1011		-時払のみ		旨定の金融機					P.31				
	ドル				ル~7億円村			米ドル単位		D 21				
入金通貨 <u>豪</u> 円	ドル				ル〜7億円 万円〜7億			豪ドル単位 )万円単位		P.31				
					<u>カロ・7億</u> 双扱いなし	П	×10	刀门半位		P.31				
指定通貨					<u> </u>	 ドル				P.25				
生存給付金の	 受取通貨			· ·	0070100 3301			指定通貨	または 円	P.26-28				
		保険期間	5年											
			〔円で目標	<b>飘定</b>	10年	15年	5年 20年 ( <del>)</del>	(米ドルのみ)						
契約者(被保険	(者)の	満年齢 15~75歳	(定率のみ)タ ◎	1 70005	©	0		0	0					
年齢別、 設定可能な保	全田門	76~80歳	<u>©</u>		0				×	P.32				
以たり配る体	<b>火火</b> 加印	81~85歳	0		0	×		×	×					
		86~90歳	0		×	X		×	×					
			保険期	間中は契	2約応当日の	02営業	日後							
生存給付金の	着金予定日	保険期間中は契約応当日の2営業日後、 保険期間満了時は満了日の3営業日後を目途に着金 ※契約日生存給付金の着金予定日については、P.11-12をご確認ください。								_				
生存給付金の		※契約5	1生仔紀刊玉	の宿金で定	不可	.P.11-1	2حر	唯認くたさい	10					
LIJ MULIJ 312 97.		円入金の場合:			1 -5									
円受取の目標	ケスタ かんしゅう かんしゅ しゅんしゅう かんしゅう かんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅんしゅ しゅん しゃ	円払込金額÷生存給付金支払回数×20~130% 外貨入金の場合: — — — — — — — — — — — — — — — — — — —												
設定可能範囲	BQ V J									P.55				
		基本保険金額÷生存給付金支払回数 ×着金日の為替レート×20~130%												
保険期間中の					,,,					P.10				
円受取の目標	額の変更									P. 10				
生存給付金受	<b>耳</b> ▽ 人		契約者、契約者の配偶者または3親等内の親族						契約者					
	427		※契約日贈与特則を適用した場合、 契約日生存給付金の受取人に契約者は指定できません。						Ħ	P.32				
保険期間中の				Г				不同	īĪ	P.10				
生存給付金受		+11/4 +/			155 -L - +0 +1	<b>-</b> /==		·						
死亡保険金受		契約者	の配偶者		等内の親族	矢 ※保障	<b>険期間</b>	中に変更可	能	P.32				
旨定代理請求			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		定可(1名)	ゎ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙				P.32 P.29				
の名はつまった	ر ۱ د د	解約払戻金が支払われます。								P.29				
							契約は消滅し、死亡保険金が支払われます。							
契約者(被保険			契約は消	肖滅し、死 <sup>-</sup>	亡保険金が	支払わ	れま	す。						
契約者(被保険 取扱い			契約は消	肖滅し、死 <sup>・</sup>	亡保険金がなし	支払わ	れま <sup>-</sup>	す。 		P.44				
解約時の取扱 契約者(被保険 取扱い 配当金										P.44				
契約者(被保険 取扱い 配当金		円建目	円入金	<ul><li>特約·外到</li><li>付金額指力</li></ul>	なし 貨入金特約		<b>ム特</b> 系	5						
契約者(被保険 取扱い 配当金		円建目	円入金 標生存給1 契約日贈	特約·外達 付金額指達 与特則	なし 貨入金特約 定特約	·円支払	<b>ム特</b> 系	5	円支払特約					
契約者(被保険 取扱い 配当金		円建目	円入金 標生存給1 契約日贈	特約·外道 付金額指 9与特則 特別定期	なし 貨入金特約 定特約 保険(定率6	·円支払	<b>ム特</b> 系	5	円支払特約					
契約者(被保険 収扱い 配当金 寺約・特則	(者)死亡時の	円建目	円入金 標生存給1 契約日贈	特約・外点 付金額指 持等制 特別定期 と	なし 貨入金特約 定特約	1・円支払	<b>ム特</b> 系	5	円支払特約	P.44 P.29-30 P.30				
契約者(被保険 取扱い 配当金 特約・特則 為替レートの過 ご負担	(者)死亡時の	円建目	円入金 標生存給1 契約日贈	特約・外点 付金額指 持等制 特別定期 と	なし 貨入金特約 定特約 保険(定率の こする特約	1・円支払	<b>ム特</b> 系	5	P支払特約	P.29-30				
契約者(被保険 取扱い 配当金 特約・特則 為替レートの過 ご負担	適用日	円建目	円入金 標生存給1 契約日贈	特約・外原 付金額指 第与特則 特別定期 と 日本	なし 貨入金特約 定特約 保険(定率6 ごする特約 生命所定の	1・円支払のみ型)	<b>ム特</b> 系	5	円支払特約	P.29-30				
契約者(被保険 取扱い	適用日 型約時		門入金  標生存給位  契約日贈 	特約・外流 付金額指 第与特則 特別定期 と 日本生	なし 貨入金特約 定特約 保険(定率の ごする特約 生命所定の なし	のみ型)日	<b>ム特</b> 系	5	P支払特約	P.29-30 P.30				
契約者(被保険 取扱い 配当金 持約・特則 為替レートの過 ご負担	適用日 契約時 保険期間中 保険料	ー わたす	門入金 標生存給1 契約日贈 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	特約・外頭 付金額指 導与特則 特別定期 日本生 日本生	なし 貨入金特約 定特約 保険(定率の ごする特約 生命所定の なし この所定の 保険料控除	のみ型)日	生在	存給付金P		P.29-30 P.30				
契約者(被保険取扱い配当金特約・特則 高替レートの選び負担いただく費用	商用日 契約時 保険期間中	ー わたす	門入金 標生存給位 契約日贈 ・ ジャ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	特約・外部 付金額指 第与特則 特別定期 日本 日本生 一般生命 野(1) 1	なし 貨入金特約 定特約 保険(定約の 生命所定の 金の所定の での にの にの にの には には には には には には には には には には	のみ型)日	生在	存給付金P	丹支払特約	P.29-30 P.30				
契約者(被保険 取扱い 配当金 持約・特則 為替レートの過 ご負担	適用日 契約時 保険期間中 保険料	ー わたす つかう	門入金 開標生存給作 契約日贈 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	特約・外流 付金額指導与特則 と 日本生 日本生 一般生命 無所得) + 所得税(一	なし 貨入金特約 定特約 保険(定率の ごする特約 生命所定の なし この所定の 保険料控除	Dみ型) 日 費用 の対象 住民税	生活	存給付金円		P.29-30 P.30 — P.37-38				